

平成 23 年 6 月 16 日 (木曜日)

(会議第 3 日目)

応招議員

1番	小 松 孝 年	2番	下 村 勝 幸	3番	西 村 將 伸
4番	坂 本 あ や	5番	亀 沢 徳 明	6番	宮 地 葵 子
7番	矢 野 昭 三	8番	山 崎 正 男	9番	藤 本 岩 義
10番	明 神 照 男	11番	森 治 史	12番	宮 川 德 光
13番	池 内 弘 道	14番	濱 村 博	15番	小 永 正 裕
16番	山 本 久 夫				

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総 務 課 長	松 田 博 和	住 民 課 長	松 本 輝 雄
健 康 福 祉 課 長	矢 野 健 康	税 务 課 長	米 津 芳 喜
農 業 振 興 課 長	松 田 二	産 業 推 進 室 長	森 下 昌 三
まちづくり課長	武 政 登	地 域 住 民 課 長	大 塚 一 福
建 設 課 長	森 田 貞 男	海 洋 森 林 課 長	濱 田 仁 司
会 計 管 理 者	濱 田 啓	教 育 委 員 長	山 下 一 夫
教 育 長	坂 本 勝	教 育 次 長	金 子 富 太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議事日程第3号

平成23年6月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議事の経過

平成23年6月16日

午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

昨日の一般質問の中で、藤本議員からの質問ですね、インターネットのプロバイダーの容量の関係がありまして、その部分の数値が確認をしました。それで100メガということですので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本議員、よろしいでしょうか。

（藤本議員から何事か発言あり）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、100メガということでご理解願いたいのですが、今ありましたようにベストエフォートというて、まあ最善の努力目標といいますか、そういうものがやっぱり中にあります、まあ水道の土管考えたらですね、満杯を流れることがベストながですけど、常時それはできておりません。

それで、試験結果と致しましてはですね、87.3から99.9ということで、これはですね、インターネットは双方、相互で通信するわけですが、下り回線が弱いということでございます。87.3です。しかしながら基本的に、今言いました予定容量の関係ですね、許容の中には入っておるという状況です。

それともう1点、動画がいかに見えるかというのが今回の目指すところですけれども、これについては全く問題ないということで聞いております。

以上です。

議長（山本久夫君）

よろしいですか。

これで総務課長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、小松孝年君。

1番（小松孝年君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私の質問は2点についてです。

まず1問目は、東日本大震災に学ぶ危機管理を問う。これは教訓を生かせということですが。今回、震災に

ついて質問に挙げるかどうか大変迷いました。恐らくみんな、この震災については出してくるとは思っておりました。まあ予想どおり、ほとんど全員の方が出してきております。

今回の震災では、衝撃的な津波の映像や、それから想定以上の災害規模というのを目の当たりにしまして、近い将来に予測されます南海地震、それを目の前で見せられたような感覚になったのは、ほとんどというか、全員がそういうふうに思ったんじゃないかなと思っております。ですから、ここでわざわざ質問するまでもなく、行政の方々も当然分かっています、私たちと同じことを考えているとは思ってはおります。そしてまあ、行政の職員の方々なんかに事前にいろいろと話を聞いてみると、早速こういった対策に向けてですね動いてくれています。そういうことが分かって、大変に心強くも思ったことありました。まあ、それやったらもう小松は質問せんでもええがやないかというふうに言われそうですが。

あえて質問する理由はですね、行政というのはですね何事も、どういうわけか教科書的なやり方に収まってしまうのが大体常で、まあ、私みたいな、常識から外れた発想を考えるきっかけになれば少しでも役に立つのではないかと、そういうふうに思って質問しております。はい。

要らんことは置きまして、まず質問事項の1問目の要旨の1つ目、災害規模の想定は見直しをかけるかという所ですが。昨日の答弁の中でもある程度答えはいただいたと思われますけれども、国の判断を待って、秋ごろに見直すということで良かったかなと思っておりますが、そのへんもう1回確認をしたいと思います。

それとですね、ここではこの黒潮町独自ですね、そういった基準判断以上、また想定以上というか、そういったことを打ち出す考えはあるかと、そういうことを聞きたいと思っております。

昨日の一般質問の中でも出ていました。昔の歴史を基にとかいうふうにありましたけど、その点を1問目にお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、小松議員の一般質問の方に答えてまいりたいというふうに思います。

まず、1問目の災害想定の見直しということですが。先日の一般質問でも、だんだんの議員さんからあります状況はお分かりとは思いますけれども、再度確認をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の地震、津波の被害を受けてですね、国の中央防災会議ですけれども、ここが今、その想定に向かってですね対応をしておるというふうに伺っております。その想定数値が出るのが秋というふうに、新聞報道にもありましたけれども、なっております。それに基づいてですね、県の方も防災計画の見直しという作業に入ると思うんですけども、それが県の方は大体春になるんじゃないかなというような、これちょっと想定の部分もあるんですけども、あります。町もですね、それに基づいての対応ということになろうかと思っております。

それで、独自の想定という部分ですけれども。これについてはですね、大変想定そのものが重いものになりますので、町独自の判断ではできないというふうに考えております。というのはですね、国の防災会議で南海地震、あるいは東南海を含めた3連動とか、新聞に報道ありますけれども、その部分になりますと町独自の判断はできないというふうに思っておりますので、国の想定を待ちたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあ、言いようことも分かります。ですが、今からまた避難路とか、そういったとこの計画していくために

はある程度は先にですね、まあかちっと表に出すものと、黒潮町で考えることというのはあると思いますんで。表に出さなくてもある程度の想定をしながら、その避難路の計画や、それから避難場所の計画いうのは立てていかなければならぬので、そういうことはやってると思いますけれども、ぜひとも頭に入れておいてやつてほしいと思います。

それから次、今後の避難路や避難場所の計画はどうするかということ。これから、次のカッコ2、3、4ぐらいはちょっと共通する部分はあると思いますけれども、これもいろいろと答弁にありました。なかなか先に答弁いただいておりますので、同じ答えをもらうわけにはいきません。避難路については、文教施設の避難路からというふうに答弁いただいたと思いますけれども、そしてまた町長の方からはですね、公助の面で避難場所の整備をしていくという答弁もあったと思います。

どういうものにするかというのはこれから検討していくとは思いますけれども、ちょっと参考にしていただきたいのはですね、この前の震災のときに津波の避難警告ですかね、避難警告が出たときのことですけれども。避難場所へ行ってかなり寒かったとか、いつ地震というのは起こるか分かりません。ほんで、また避難場所に行つたときに、暗いところで何もない野原、そういう状況で何時間も待たされるのもつらい。それから情報が分からぬ。そういうところですごい不安に思つたりする方々が、まあ避難した人の中では多くいたんじゃないかと思います。そういうことも考えてですね、その避難場所については今からいろいろ検討は必要じゃないかと。で、避難場所における避難施設、もし造るのであればですね、やはり日ごろから利用できるような施設、日ごろ利用する兼用した施設なんかも必要ではないかと思いますし、その避難した場所での情報が得られるような、今、ケーブルテレビも造ってますんで、そういうものも設置する必要があるんじゃないかというふうには思っております。まあ、テレビとかラジオでも構いません。そこらへんをですね、やはり避難場所を造るに当たっては今から検討していかなければならぬ。

そして、昨日も出ていましたけれども、まあその緊急避難場所。取りあえずもう時間がないから、すぐそこまで逃げれというとこなんかもあると思います。で、その緊急避難場所からその避難収容地といいますか、みんながそこへ待機できるような場所までのその道、そういうもんもちょっと考えていかなければならぬんじやないかというふうに私は思っています。

それから避難路について、逃げる道ですね。についてはですね、先日、議員視察でいろいろと町内の避難路とかいう所も見せていただきました。避難場所、避難路。実際、そこを私たち上がっていったわけですけども、ちょっと遠目から見るその避難路と、それから実際そこを歩いて上がってみるとですね、かなり大変なものでした。ほんといざというときに、そこを逃げる場合、今、高齢化ということで、結構お年寄りの方もたくさんいます。ほんで、ここで必要なものは何かなどというふうに考えたときに、やはり手すり、どうしても手すりが必要。手すりは付いてますけど、端っこに1つだけ。広い避難路になるとですね、車で逃げるようなところじゃありませんので、ぜひ中央部にですね手すりなんかを付けていただければ安心して逃げるというか、混雑、まあ端っこに集まつていけばいいと言われるかもしれませんけど、まあその端っこというのも地震が起きれば崩れる可能性もありますし、広い道であれば、ぜひ中央に付けるようなことも検討していただければいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

それとですね、これはすぐできるかどうかいうのはちょっと無理かもしれませんけど、やはり高齢化社会になってくると、また小さい子どもたちがいるとですね、やはり車で逃げなければならない、そういう方々もおります。そういうために、その指定避難路というか避難方法、そういうのもやっぱり周知徹底していくべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それではお答えしたいと思います。

まず、避難路の関係ですが。議員の皆さんにも2日かけてですね現地を、一部の現地ですけれども見ていただいたということで、状況がお分かりだと思います。

現在ですね、繰り返しになりますが、昨年度の補正から10カ所程度、町内の避難路のですね測量を済ましておりましたけれども、東日本大震災で急きょですね、やはり文教施設を先にやろうということになったことはですね、今までお答えしてきたとおりでございます。

それで、想定との関係ですけれども。今はですね、自分たちの思っておるのは、想定が出るまではなかなかあっちもこっちもというわけにはいきませんので、基本的に今できるのは、想定を超えた場合に再度駆け上がる場所がある所、ということは山になるわけですが。そこをですね基本に置いて、避難路としての整備は今の段階は進めたいというふうに思っております。

それから、避難所の問題ですが。避難所につきましてはですね、緊急時の1次避難、それから津波が治まってからの2次避難というふうに、やっぱり分けるべきじゃないかなというふうに思っております。津波が来るということになりますと、建物がある所へ行くということよりかは、まず高い所へ逃げるという段階をですね踏んでいただきたいというふうに思っておりますし、その津波が静まってから施設のある第2避難所ということにならうかというふうに、そういう想定でですね対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、車での避難ということですが。今回の津波を教訓としてですね、基本的には車では逃げないというのがどうも基準になると思われます。が、どうしても避難場所までの遠い所、あるいは移動手段がないという方につきましてはですね、その方法もやむを得んじやないかなというふうに考えておりまして、なかなか微妙で難しいところですけれども、そのあたりもですね自主防災組織との協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、避難路に対する手すり、それから緊急避難した所の情報伝達のラジオとかいう部分ですけれども。これについてはですね、必要なところについては対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

そうですね、まあ大体お願いしたいようなことは言っていただいたと思います。ほんと、この前、文教施設の方見に行ったときにも、今ある避難経路いうのをもう完全に見直していかなければならないというふうな考えもお伺い致しましたんで、すごい楽しみにはしております。楽しみと言ったらおかしいかな。

そういうことで、津波の高さとか浸水の深さとかいろいろ、まあ痕跡あったとか遡上高とか、そんないろいろ津波のこととかんしての津波の大きさなんかの基準がありますけれども、ほんと、例えばここで5メートルの津波が来るから、まあ5メートルの高台は大丈夫だとか、そういうことはないというのは皆さん分かってると思います。ほんと遡上高というのは、結構重要なところになってくるんじゃないかなと思います。昔と違うところのもの、かなり出てきております。家の建ち方やら、それから今、いろいろ町も変わってきて、海の海岸線も変わっております。港の関係。それから今言った、家がようけ建って密集してきたところなんか、そういういた所なんかはですね、今までのだだっ広い土地と違って、波の押し寄せてくる方向はあんまり変わらないかもしれませんけれども、波の高さなんかも恐らく変わっていくんじゃないかなと思いますので、そこらへんは

考えてですね、その避難路、避難場所、それから避難経路、そういうのをまた考えていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、2、3、4というがはちょっと関連してくるいうふうなことを言いましたけれども、次の災害時の行政と地域の連携、共助マニュアルの作成は、という所です。どのようなものがあるかどうかいうがをちょっと、今からそういうのを作つていかないかんとは思いますけれども。

ちょっとそういうのがあれば、ひとつお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、3番目のご質問にお答えしたいというふうに思っております。

災害時の地域と行政の連携、共助マニュアルという部分ですけれども。基本的にはですね、災害時につきましては、地域の区長さんを主体と致しました自主防災組織、それと消防団員のご協力でですね、連携を取りながら対応するということになります。それを基本に置いております。

それから、あと共助のマニュアルですけれども。これはですね、今まで自主防災組織を立ち上げていただく段階で、まあずっと説明に回るわけですが。その段階で県の方に、自主防災活動実践ガイドというものですね県の方が作っておりまして、そのパンフレットを基にですね、それを配りながら、その基に説明をしてですね立ち上げてきたという経過がありますので、基本的にはそのマニュアルをですね参考にして対応したいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあ、県のそういう共助マニュアルというのを参考にしながらやると。そういうところはまあさつき、最初に言いましたような教科書的なことになるんじゃないかと思っておりますが。

ひとつ提案みたいなことを言いますと、今、課長が答弁していただいたことも必要でもあります。それから自主防災組織。それも、どういったふうにその有事には動いていくかと。そういうことなんかも、動き方なんかも今からは各自主防災組織と連携取りながらですね決めていって、すぐ動けるような体制をつくっていかなければ。来るまでには、まあすぐ来るかもしれませんけれども、後で出でますけれども、いつまでにそれをするかというのを設定してですねやっていかなければならない。

それともう1つ、この前の津波の避難の計画の中で、すごいもう1つ感じたことがあったわけですけれども、やはり日ごろ、この前、目の前でああいう震災を見ながらですね、なかなか避難する人が少ない。そういうのはもう課長、まあみんな分かってると思いますけれども、あれをどうやったら対策できるか、自分なりにいろいろ考えておるわけですけれども。やはり逃げ場所、さっきも出ましたけど逃げ場所の問題、そんなところもあります。いつ起ころか分からない。昼間起きればですね、もっと逃げていく人もおるかもしれませんけれども。そういうところはどういうふうに、どういう対策取つたらいいか。一人でも多くの方、とか全員が助かるようにするにはどうしたらいいか。

まあ1つ、ここ入野地区ではですね、まあ錦野団地、高台があります。そこと、この早咲、入野の方々ですね、その住民同士が連携を取り合えるような仕組みづくり。例えば錦野、自分の家も錦野ですけれども、錦野の小松の家には入野の方から何軒か上がっていく。その緊急時には連絡が取れれば連絡取りながら、今から行つてもええかとかいうふうなことでもええですし、日ごろからそこへ行けるような仕組みをつくつていけ

ばですね、まあいうたら、その町の人のつながりもできますし、まあ逃げた場所で会話もできる。そういういた場所、そういういた仕組みづくりができればいいんじゃないかなというふうにも思ってます。まあ、これは黒潮町、いろんな場所があると思います。ここだけではなくて、上川口ならばですね、郷と浜。そういういたつながりをつくっていけば、なかなか難しいことかもしれませんけど、それも呼び掛けてですね、そういう仕組みをつくったらどうかというふうに思いますけれども。

その共助マニュアル、地域の連携、そういういたところはですね、ほんと今からつくっていかなければならないところですので、ぜひそういう考えで、その県のマニュアルだけを参考にするのではなくてですね、ほんとの町の特色を生かした、それから人間関係を生かした、そういうマニュアルを作っていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

その点、どうですかね。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

そうですね、今、ご質問にありましたところの部分ですが。基本的にですね、前回の3.11の場合ですけれども、2時46分ころに地震が起きました、沖合130から140キロくらいの沖合での地震だったと思いますので、津波が来るまでに約40分というふうに聞いておりますが。町の方でですね避難勧告を出したのが3時54分です。これについては、気象庁、県を通じての対策ということになってくるわけですが、避難者が少なかったという部分ですけれども。避難者はですね、警報の段階ですが、警報が出たのが夜の22時55分ということで、大変遅くがありました。まあ区長さんには大変ご迷惑をお掛けした部分もあるんですけれども。その段階でですね、3月という寒い時期であった関係で、少なかったかなあというふうな思いをしてます。しかしながら、テレビでの状況を見ながらも、地震が自分の身に体験できていない、まあ揺れてないということながですが。揺れてない関係で、まあこの程度かなというふうに思っておりますが、県下よりかはですね、県下の倍くらいな避難をしていただいたというふうに思っております。

それで、今の対策ですけれども。やはりですね、地震で体感したらどうしても高い所に逃げてもらいたいと。自分で助かって自分で逃げるというが第一、自助なわけですが。それから、できましたら、家族、隣近所を助けていただきたいと。それが共助ということになろうと思います。それで、あと公助になるわけですが、公助の部分はですね、やっぱりどうしても即の対応はできぬくいと思います。それでどうしても自助、共助で助かっていただきたいというのが思いでるので、それに向けたですね対策を取っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

今、自助、共助、公助というのが出ましたけれども、公助という部分ではもう、その次に出てきます復旧、復興なんかもまた公助にも入ってくるんじゃないかなというふうに思っております。

次ですね、復旧、復興の対策はどうするか。まあ、例えば災害協定などというふうに書いておりますが。災害協定というのもかなり、いろいろ種類もたくさんあります。まあ、身近にできる災害協定、例えばさつき言った避難収容所ですかね、そういういた関係で民家を利用していただくとか。それから、治まったときに、この海岸ぶちだけではなくて、結構中山間地域の家なんかもあります。そういういたところに入れてもらえるような、

そういう仕組みづくりというのもひとつ入ってくるんじゃないかな、まあ避難収容所の関係でですね。そういうこともあります。

それとですね、町の建設関係、それからいろんな施設、そういう所なんかとも事前にですね、こういったことが起きた場合はこういうふうにしてくれというふうな仕組みづくり、それも大事やないかと思いますが。

その点、この4番ではお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、4番のご質問にお答えしたいと思います。

復旧、復興対策ということですけれども。基本的にはですね、現段階では地域防災計画以上のことはできておりません。あの、あのというのは3.11の話ですが、あの状況を見てですね、今後対応していく必要があろうかというふうに思っております。

その中で、対策ですけれども。まあ大変失礼ではありますけれども、被災地の状況、復興計画等を参考にしながらですね対応したいというふうに思っております。

それから災害協定の関係ですが、平成20年にですね、県内全市町村と高知県内市町村災害時相互応援協定というものを締結しております。また、先日加入致しました四国西南サミットでもですね、四国西南地域の四国西南サミット災害時相互応援協定ということを締結しております。しかしながら、ポイントとされる、広域で大規模の災害が起きた場合、高知県の災害協定ではですね、県下全体に、まあ海岸部を持っておる所は津波で被害があるであろうというふうに考えておりまして、やはり自分たちの地域で対応する以外、基本的にはないんじゃないかなというふうに思っております。まあ災害が起こってからの3日なり1週間程度は、どうしてもその地域で対応せざるを得んだろうというふうな思いをしております。

なおですね、災害時における物資の供給関係ですけれども。これについてはですね、この地域にあります10社と協定をしております。それから1次避難施設と致しまして、町内にあります2つの施設、それから救急応援活動の体制としてですね、黒潮町の森林組合、それから町の建設協会等と協定を結んでですね、災害時の即の対応はしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

今回の震災で、まあ教訓にというか、の中で、やはり執行部の皆さん、今までずっとお答えしていただいておりますけれども、ほんとに津波が来ないようにする対策いうのはまあまず無理やというふうにみんな思っております。で、結局そうなるとですね、必ず家屋の倒壊や、この町が全部さらわれていくようなことはもう確実に想定されるわけです。そういうときに一番大事なのは、やはり起きた後の復旧、復興の準備ですね。それは早めにというか、しっかり計画を立ててですね、すぐ対応できるような形にしなければならないと思っておりますので。もちろん、今できるわけがないとは分かってます。そういうことでですね、今の議会の方もですね、また災害の特別委員会もつくって、またいろいろと行政側と意見交換しながらですね、いろいろと提案なりできたらいいと思っておりますし、また、行政側からも、またどうかというふうな形で聞いていただけることも大事ながじやないかと、そういうふうに思っていますので。これから災害に向けてみんなで頑張って、新しいもんつくっていこうという発想で行政側もおってほしいと思います。また、町内独自のものをつ

くっていくと、そういう気持ちで災害の対策については考えてほしいと、そういうふうに思っております。

全部、話は関連しておるわけですけれども、次の南海地震の起きる時期を何年後に設定して計画を立てるかという所です。何年後に地震が起きるかというのでなくてですね、何年、まあ大体ある程度想定して、30年以内に来るというのは皆さん大体、もう頭の中に入ってると思いますけれども、それを30年に設定していくべきですね、まず間に合わないことは間違いないわけです。で、実際、何年後ぐらいまでにここまでやっていくというのはやっぱり計画していかなければならぬと思いますけれども、ある程度、自分の思うには、その避難路や、すぐできることなんかですね、ここ10年内には必ず全部やって、それ以降は、ぼつぼつものを造ったりすることもやっていったらいいんじゃないかというふうに思っておりますが。

そのへんの設定期間というのはどういうふうに立てますか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

南海地震の想定という部分ですけれども、これは、もうお分かりのとおり全く難しい話でして。基本的にはですね、中央防災会議あたりの資料を参考にする以外ございません。これも縷々（るる）言われておりますが、30年以内が60%、それから50年以内が90%というふうに言われておりますので、そのあたりで対応するわけですけれども。

基本的にはですね、今ありましたように、早いほどいいことは、もう越したことはありませんので、特に避難路にかんしてはですね、できるだけ対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあそれは、できるだけ早くやるというがは、それは当然のことです。大体の計画をですね、やはり立てもつてやった方がいいんじゃないかということですので。

まあそのへん、今どうこう言うても無理ですので、まあそれもお互い考えながらですね、議会と行政が一緒になって考えていったらいいんじゃないかと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

それとですね、あと、そういう災害はいつ起こるか分からぬわけですから、まあそれは明日起こるいう可能性もあります。ですが、それをあんまり悲観的に見ても駄目ですので。幸いですね、この黒潮町はケーブルテレビも今からできます。ほんと、日ごろの啓発というか、日ごろ周知徹底、住民の方々にこういうふうにやりますというふうな形のお知らせがすごく大事になってきますので、今からできるそのケーブルテレビなんかも利用してですね、ケーブルテレビ、それから告知端末、いろいろ利用してですね、もう常にそういったことを住民の方々に頭にはめてもらうようなことも災害対策の一つになるんじゃないかなかと思っていますので、それなんかもぜひお願ひしたいと思います。

例えば、自主放送なんかで、逃げる場所とか逃げる方法なんかも、目で見て、まあ今まではどうしてもそういうのはなかったですので、例えば広報なんかでなんば呼び掛けてもですね、まあ見てる人は見てますけれども、ほとんど見てもすぐ忘れたり、それからなかなか見逃したりすることが多々ありますので、ぜひそいつたケーブルテレビ、それから告知端末放送なんかを利用してですね、やってほしいと思います。

まあそれ、どうですかね。計画はあるかもしれませんけど、そういうふうにやっていたらどうかということですが。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

基本的にですね、ケーブルテレビですけれども。加入をしていただいている家庭に告知の端末機、ラジオと思っていただきたいわけですが、それを設置するわけですが。それについてはですね、J-ALERTといいまして、全国瞬時警報システムながですが。これについてはもうだんだん説明しておりますけれども、20秒程度前に大きな地震、震度4以上らしいですが。それが予想されると、気象庁の方からJ-ALERTを通じてですね流れできます。それをそのまま各家庭に放送するという設備も今回の施設で構えておりますので、ぜひ参考にしていただきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと宣伝になりますが、もうご承知と思いますけれども。やはり、地震が起きたときに身を守る、家の中におりましたら身を守る対策としてですね、木造住宅の耐震診断と耐震改修工事までやっておりますので、ぜひこれも利用していただきたいというふうに思っております。

それから、そういうところで地震に備えてですね、あとどうしても、繰り返しになりますが、起こった段階には高い所に逃げるということをですね、繰り返し繰り返し、自主防災組織を通じながら対応したいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ぜひですね、日ごろみんなの頭にたたき込むことが一番大事です。それも訓練の一つになるかと思います。で、例えば自主放送なんかでですね、まあ自主放送を入れてない家庭もあると思いますけれども、周りがそういうふうに動けばですね自然と、全員が知つていなければならぬわけではなくて、何人か知つておれば、そこで指導というか指示もできることもありますので、ぜひ自主放送の中にはですねその災害対策なんかの放送を入れていただいて常に流すと、そういうふうにやつたらいいんじゃないかというふうに思いますんで。

それと今、J-ALERTの話がありましたけれども。これはあれですかね、今、室戸の沖に、東大の地震研究所が設置しておりますGPSの津波観測機がありますけど、それなんかも連動できるがでしょうか。もし分かっておれば、知らん。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ちょっとそこまで勉強不足のところがあるんですが、地震が起きる前に、人間には感じないP波、ちょっと名前忘れましたけどP波とかいう専門用語があるんですけども、その電波といいますか、そういうものが発生されるらしいです。それをですね受けて対応するということですので、ちょっと推定部分もあるんですが、室戸の設備とはちょっと連動はしてないというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ちょっと無理なこと聞いた。

まあ、室戸のがは地震じゃなくて津波ですね。いずれは恐らく、そういったことも可能になってくるのではないかと思いますので、近々は。すごい便利やなというふうに思っております。

それとですね、あと、ここの問い合わせの中で、何年後に設定いうとこがありますけれども。例えば、もう1つ災害後の復旧に大事なところが道路です。ここは町長が得意な分野だと思いますけれども。今まで、高規格道路なんか費用対効果が優先順位になっておりましたけども、これからはその費用対効果から災害の方を重点的に置くというふうな政府の考え方があったんじゃないかなと思いますが、これは町長、詳しいんじゃないかなと思います。そうなってくると、やはりここのへんがすごく対象になってきます。そのへんの、いたら国への要望といったとこもまたやっていかないかんのやないかと思います。

それと、そういった高規格道路がですね、事業着手から約10年が完成めどといいますけれども、そうなると、今すぐに始まらないと10年後には間に合わないということがあります。それと、20年後ぐらいに着手しても全然間に合いませんので、そこらへん、何とか町長、訴えていってほしいんですけども、どうでしょうかね。

町長に振っていきますけど。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

高規格道路でございますけれども、現在、これまで答弁さしていただきましたように、拳ノ川佐賀間の事業化に向けて全力で要望しているところでございます。

本省が、これまで民主党政権になりました、新規事業個所がゼロであったA路線、A'（エーダッシュ）路線、これの11カ所、外部評価委員会に上げてくれるようになっております。そのうち拳ノ川佐賀間が残っております。それからまた、この外部評価委員会で7月いっぱいであるに残りますと、8月の政府に向けた概算要求であると、そういったスケジュールになっております。その8月の概算要求の段階で、250億以上の総工費の個所につきましては全国で公表されるようになっておりますが、拳ノ川佐賀間につきましては、推定総工費は176億ということで、残っていても発表は1月になると、そういった運びでございます。その概算要求していただければ、今度は政府との折衝、あるいは年明け、国会審議ということになるわけでございますけれども、そちらでもこれまでと変わらず強く要望していきながら、事業化に向けて努力してまいりたいと考えております。

特に、四国ミッシングリンクの中で最も危険個所、寸断予想個所になりますと、これは佐賀大方間でございます。白浜、灘の近辺でございますけれども。これを解消するために、どうしてもこのミッシングリンクの解消、いわゆる未連結区間の連結を達成しなければならない。しかしながら、途中の工区というのはなかなか難しいわけでございますし、議員もご承知のとおり、大方地域につきましては都計も打たれていないと、熟度の低い区間でございますので、まずは順番に、拳ノ川佐賀間を事業化していただく。これが一番の防災対策であり、復旧、復興の初動を担保していただけると、そのように考えているところでございます。

また、高規格道路の重要性についてでございますけれども。防災という観点からは、先般の東日本大震災、これを受けまして東北地方整備局が11日の発生後4日間で、国道4号線および東北自動車道から三陸、あるいは福島沿岸に向けて15本の道路警戒を終えました。これが復旧初動を相当担保したと、世界的にも評価を受けているわけでございます。

しかしながら、当町につきましては56号線1本しかなく、それからまた主要地方道につきましても信頼性が

低いと、そういったことでございますので。防災という観点からも今後も強く要望してまいりたいと、そのように考へておるところでございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあ、町長はなかなか、やはり詳しいと思います。

ほんと、自分たちも高速道路についてはもう十何年前からずっと国の方に要望していく団体つくってですね、要望してきました。その十何年前に、我々の青年部隊というか、その青年部の団体がですね言つていただくことが、今言われていますその災害時の対応のために高速道路を造ってくれと。ほんと、この地域は幹線道路が海沿いに1本しかない。今、町長言わされたとおり、この間が一番危ないということがありますので、ぜひ強く言つていただきたいと思います。

それと、10年ぐらい前に、もうここは本当いうたら環境調査も終わっています。10年たたんかな。まあ、約10年ぐらいのとき、環境調査は終わっています。ほんで、本来ならもう着手してもええぐらいの時期になっておるわけですが、一時ストップしたという経過がありますので。本当、もう整備計画まで行く一歩手前だったわけですけれども。今度はですね、そういう災害に向けてですね、ぜひどんどん強く訴えていってほしいと思いますんで、よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

補助金制度についてということです。補助金、助成金、どっちを言つたらいいのかよく分かりませんけれども。現在、黒潮町の扱っている補助金はどのようなものがあるか。

この補助金制度というのは、ほんと大変いい制度ではありますけれども、使いにくいという声がたくさんありますので、ちょっと1個目の、かなりあると思いますけど、どういうものがあるのか、まずお答えください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、小松議員の補助金制度についての質問にお答えしてまいりたいというふうに思っております。

まず、黒潮町が使っている補助金はとのことですけれども。基本的にはですね、予算書にすべて網羅しております、19節という部分ですが、そこを見ていたければですね記入しておりますので分かりと思います。

19節の中で、平成21年度決算ではですね、補助金、負担金とした部分が294件、11億1,424万8,424円という、11億円を超えておる部分をですね、負担金、補助金として支出をしております。

それで、ご質問の補助金の部分ですけれども。補助金につきましては、内数ですが124件、4億7,890万7,149円となっております。

それで、どのようなものがあるかということですけれども。これはですね、ほんとにいろいろありますて、一言でなかなか回答できるものではございませんけれども、大きなものと致しましては公共交通維持のための補助金、バスとか汽車ですね。それから合併浄化槽を設置した場合の補助金、それから中山間地域の直接支払制度、これら農業関係にも多く補助金制度がございます。それから、今、地震、津波で話題になっておりますけれども、自主防災組織への資機材購入への補助金。このようなものですね、大きなものでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあ、いろんな補助金があると思います。まあ、全部言いよったら時間がありませんのであれですけれども。

今、言いました合併浄化槽の補助金やら、自主防災組織への資材の購入とか、ほんと補助金というのは、すごい活用できれば役に立つものがあります。あとですね、ちょっと民間というかそういう形で、まあ高齢者福祉や障がい支援の方の支援の補助、そういうのもあると思いますけれども。

ここで言いたかったのがですね、例えばですね住宅改造支援事業というか、そういうのがあると思います。そういうときに、その住宅改造のそういう支援ですかね。これ、ちょっと私、質問に書いてはおりますけれども、既に今年の5月の広報の中に載っておりました。ありや、と思うたがですけども。一応、知らない人もかなりおるわけで、あえてここで質問させていただいておりますが。

ぜひやったらいなと思っていたのは、今こう出ています、受領委任払いいうのがあります。これは、例えば手すり付けたり、バリアフリーにしたりするときにですね、20万円を限度に対象者が1割の負担で、あと補助してくれると、そういう補助金いいますか助成金といいますか、そういう制度ですけれども。

これが今までよく話聞いていたのがですね、やはり例えば20万円の工事があつたら、取りあえずやっぱり20万円の予算がないとできないという、だからようせんと、そういう声がありました。で、どうしてもそういう困っている人たちなんかが、ほんとはやりたいけどできない。せっかくそういう制度があるのに使えないというのがありましたんで、ぜひこういうのができたらいいなというふうに思っておりましたけれども、今、実際できています。またここも、できているなら質問せんかったらええにというのがありますけれども。やはり、やっぱりこういう、何で大事なかというとですね、そういうことがやりたくてもやれない人が知らない。いうたら、例えば自分らみたいに行政の方々と近くにおれば知っているけれども、本当に知らないことがありますので。ぜひこういうこともですね、もっといい、いうか住民の人、困った人たちにすごいためになることですので、ぜひもっと大きく広報活動をしてほしいんですけども。ここに載っておりましたけれども、ちょっと自分も見逃してましたんで。

ぜひ、これからもそういう広報をやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

小松議員の質問にお答えします。

介護保険の住宅改修についてですが。この改修はですね、介護認定者の在宅生活を送る上で必要な福祉用具や手すり、段差解消等を行う場合にですね、介護保険の制度で給付を行っております。

この内容ですけど、これまでこの計画をですね申請してもらって、全額をいったん払って、それから町がその後に9割を戻すという形で行っておりましたが、昨年の12月の議会でこの質問を受けまして、住民負担の軽減を図るという目的で受領委任払いの制度を設けて、23年度から行っております。これまでと違ってですね、工事完成後にですね一時的な全額払いをせずにですね、1割負担ができるということにしております。この制度の要綱制度とシステム改修を行いまして、今までの方法、また受領委任払い、どちらかを選べるという方法に23年度から実施しております。議員からあったようにですね、町の広報紙を使って住民周知をしておりまし、住宅改修の計画を作るケアマネージャーにですね、この制度の周知をして、費用負担の軽減を図っております。

今年4月からですね始めておりますが、6月2日までに住宅改修で18軒あります。このうちに受領委任払いが6軒あります、福祉用具の購入の方もですね、15件のうち委任払いの方が8件と、利用者は増加の傾向に

ありますので、さらに周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ちょっと、知らなかつた自分があほでしたか、みたいな感じですけれども。

これは課長、こういう制度を作つてですね、利用者が増えたということはあります。増えましたか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

件数についてはですね、年間100件近い件数が出ておりますので、この2カ月のうちですね20件程度ですの
で、まあ状況的にはですねまだ分かりませんけど、住民負担は軽くなったということですので、増える可能性
はあろうかと思います。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

補助金いうのはですね、やはり利用するもんにとって利用しやすい仕組みがあれば、ほんとにみんなのため
になりますので。今の介護保険とか高齢者、福祉関係だけでなくてですね、ほかの補助金なんかもいっぱいいた
くさんあると思います。ぜひですね、使いやすいような形に考えていいってほしいと思いますので、よろしくお願
いします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、10時15分まで休憩します。

休憩 10時 00分

再開 10時 15分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子さん。

6番（宮地葉子さん）

通告書に基づきまして、2点について質問します。

私は60分取つておりますけども、防災対策という2点目のことはたくさんの方が質問しましたので、60分
は多分いかないんじゃないかなと思います。

では、1点目の学校給食について、まず質問します。

私がUターンでふるさとに40年ぶりに戻つてきて、大方地域では、まだ学校給食が実施されていないことに
大変驚きまして、議員になった最初から学校給食の実施を求めてきました。やつと大方中学校では給食が開始
されておりますけども、まだ実施に至つていない小学校の給食を含めて、学校給食全体についてお尋ねしたい
と思います。

学校給食は戦後の食糧難の時代、不足しがちな栄養を補うことを主な目的に、学校教育の一環として始まりました。しかし、半世紀を過ぎた今では飽食の時代となり、今度は子どもや若者の食生活の乱れが社会問題として浮上してきております。2005年には食育基本法が成立し、実態に合った内容にするということでしょうか、2007年には学校給食法が改定されました。そこでは、学校給食の目的を栄養補給の場だけでなく、食育を重視したものになりました。

改定された学校給食は、50年近い歴史の中で、お母さんや栄養士さんなど関係する皆さん、良い学校給食をやってほしいという、そういう運動が全国ありましたけども、そういうものも取り入れられた内容になっていると思います。三度に一度の食事を提供すればいい、というようなものではなくて、一歩進んで地産地消で地元の食材を活用し、生産者の顔が見え、生産者へ感謝をする気持ちや、地元の産物を通じて地元を誇りに思う郷土愛を育て、そして、食文化などを学ぶ場としても位置付けられていると思います。

先日ですけども、NHKのテレビのニュースでやっておりましたが、県も給食に地産地消を推奨しておりますので、高知県産の食材を使った学校給食レシピ集というのを作って、生産してくれた人たちに感謝をし、高知県を誇りに思う気持ちを持ってほしいと、給食を実施している各学校に配布しているというのがありました。このレシピでは、高知県が全国一の生産を誇るナスビを使った、ナス入りハンバーグの紹介をしておりました。教育長も見られたかと思います。このように、教育の一環である学校給食は食育を重視し、成長する子どもたちの健康な体に必要な栄養バランスを子どものときから学び、知識として、そして味覚として、この舌でも覚えていく、子どもたちには大事な教育として位置付けられていると思います。

以前は、学校給食は、給食があれば親が楽になるとかですね、弁当こそ親の愛情が見えるとか、古典的な考え方の方が多い、特に男性の方が多かったんじゃないかなと思いますけども。

教育長にまずお伺いしますけども、教育長は学校給食についてどのようなお考えを持ちでしょうか。

まずお聞かせください。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、宮地議員の学校給食についてのご質問にお答えを致します。

まず、食に対する考え方ということ、学校給食についてお答えを致します。

食というのはですね、人を良くすると書いております。人は食によって成長をしまして、食べることで満たされます。食は地育、それから徳育、体育の基本となるというふうに考えております。

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、子どもに偏った栄養摂取や不規則な食事などの生活の乱れ、肥満や過度の痩身（そうしん）などが見られております。成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものです。将来の食習慣にも大きな影響を与えるものと考えています。もちろん、子どもに対する食育につきましては、基本的には家庭を中心としながら、学校においても積極的に取り組んでいくことが重要であろうというふうに思います。学校、家庭、地域が連携をして、次の世代を担う子どもの食環境の改善に努めることが必要でございます。

学校給食は、児童の成長に必要な栄養を取ることだけを目的としているのではございません。教育的な意義も非常に強いというふうに考えております。食事の重要性や楽しさを理解させ、集団行動や食事マナーなどを身に付けるとともに、食物を大事にして、生産にかかる人たちに感謝をする気持ち、そういうものもはぐくみます。また、地域の食材を多く使うことによってですね、各地域の産物、それから食文化等を理解をですね、地元に誇りを持っていくということにもつながるかというふうに考えております。

このように学校給食はですね、単に栄養補給というだけでなく、学校教育の一環というふうにとらえております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

教育長からほんとにいい、学校給食に対してのお考えを聞かせていただきました。

給食というのはほんとにそういう幅広い意味があって、食べるということにはそういう大きな意味があるということ、教育の一環として、また、地元に対してもですね郷土愛をはぐくむといいますか、そういうこと。広い意味の教育としてとらえてくれてる。それでこそほんと学校給食で、私がずっとそのことを訴えてきたことだったんですが、今、そういう答弁をいただいて、ほんとにうれしく思います。

それで、給食っていうのは当たり前のことですけども、安全で、安心で、豊かでなくてはいけない。豊かな給食でなくてはいけない。以前は全国ですね、まあ大きな給食センターなんかを使って給食が行われているときには、安さを求めるあまり、冷凍物をふんだんに使った食材の給食が子どもたちに提供されたこともありました。やはり、子どもたちには栄養価の高い旬の食材で、新鮮で、なるべく無農薬か低農薬で作られた食材を提供したいものです。地元で取れたお米、野菜や果物など、漁業も盛んな黒潮町ですから、地元で取れた魚を使った給食、生産者や魚を取ってきた人たちの顔が見える給食、教育長が今言われたようなですね、そういう、それこそ子どもたちに一番安全で安心、豊かな学校給食になるんではないかと思います。

先日、議会の方で町内の視察に行ったときにですね、鈴漁港の大敷で取れたばっかりのですね新鮮なサバやアジなどを見せていただきました。このような食材がその日の給食で出されて、今日のサバの料理は鈴で取れたものです、または伊田で取れたものです、とかいうようにメニューの説明がありますけど、そこでですね説明がされる。こういう給食こそ、田舎ならではの豊かな給食ではないかなと私は思って、あの新鮮なサバやアジを見ておりました。

12月議会でも、地元の食材を使うようにと質問を致しました。今、教育長のお話では、そういう方向にあると思いますけども、そのときにもですね、可能な限り地元の産物を使うように努めているという答弁をいただきましたが。

教育長にお尋ねしますけど、今、行われてる給食の中で、地元産の食材は大体何パーセントぐらい使っているでしょうか。それからお米ですけども、お米は100パーセント県内産か。

どれだけ地元産か分かりませんが、お米のことと食材の地元産はどれぐらいか、お尋ねします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

国がですね平成18年に定めました食育推進基本計画、これにもですね、県内産品の使用を可能な限り多くするという計画が示されています。

県内産品の使用割合でございますけれども、平成21年の9月からですね、平成22年の7月までの間の、これ値でございます。これは食品数のベースです。食品数ベースでですね47パーセントとなっております。県の平均がですね43パーセントということでございます。それから、国の目標が30パーセントということでございますので、これを上回っております。それから重量ベースでいきますと、これは平成23年の2月、これは1

週間の間の値でございますけれども、重量ベースで 84 パーセント。それから、金額ベースでいきますと、69 パーセントということになっております。

その中で、町内産品の使用割合でございますけれども、これは 22 年度中の金額ベースでございます。これで 25 パーセントということになっております。

コメにつきましては、すべて町内産で賄っております。今年 9 月からはですね、すべて町内の減農薬米、これを使用することにしております。それまでは一部、JA の方から取っておりましたけれども、そういう予定にしております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

葉子さん。

（「宮地さん」との声あり）

ごめんなさい。

6 番（宮地葉子さん）

コメはもう 100 パーセント町内産という、ほんとにうれしい答弁をいただきました。

今までには、確か昨年はね、JA からもね県内産で 100 パーセントということだったんですけど、町内産を使ってくれているということでは、ほんとにいい方向に学校給食進んでるなあと思います。

ただ、食材そのものは、金額ベースですけど 25 パーセントという点では、もう少し上げる方向にあるかどうかいうのは、ちょっと今の答弁にはなかったんですが、もう少しですね上げてほしいと思います。

それはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

町内産の食品の使用についてはですね、極力、可能なものは使用に努めております。ただですね、食品によつてはですね当然、一定量を定期的に確保する必要があるといったことと、それから、生鮮食品とか生もの、そういうものはですね、必ず当日の朝 8 時までに給食センターへ納入するといったような制限もございます。基本的にその一定量を確保できるということが条件になりますので、なかなかすべての食品をということは難しいというふうに考えております。

例えばですね、先ほど申しましたけれども、コメ、それからシメジとかですね、魚類、それから干物ですね。あと、ミカンとかイチゴ、そういうものは町内産を使っております。野菜についてはですね、なかなか一定量が確保できぬくいといったことがございまして、町内産は使っておりません。できるだけ可能なものはですね、使用に努めていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

できるだけ使っていただけるということで。また量の確保については、もう少し後からまたお話ししますけども。

実際、この地元の食材をどんどん使っていく方向ある、ほんとにいい給食ですが、私はこの今の方針を持った給食はですね、基本的には民間委託では難しいだろうという考えを持っております。地産地消でねえ、生産者の顔が見える、今言ったように地元の食材を使った、子どもたちに安全で安心で豊かな学校給食を実現す

るためには、もうけが優先するとか経営が優先する。どうしても民間委託というのはもうけがないとできませんので、それは根本的には無理なもんだろうと思っております。

で、全国ではですね、やっぱり財政問題を理由に民間委託に切り替えた地域の人たちがおりますけども、その人たちの通信を読んでみると、最初、民間委託は人を持っていかれると。そして、そのうち食材も持つていかれてしまったと。徐々にそういうふうになっていくということで、後悔の念のそういう文章を見せていただきました。

やはり、基本的には子どもたちに豊かな学校給食、安心、安全な学校給食を続けていくには、最初に教育長が言われた、学校給食というのはこういうもんですよというものを実現していくためには、私は民間委託では無理だと思うんですね。安上がり行政ではなくて、子どもたちには最高の教育を行う、そんな黒潮町であってほしいと思うんですけども。

教育長の民間委託についての考え方をお尋ねします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

給食のですね民間委託の件でございますけれども。この学校給食の拡充に当たってはですね、合併後ですね大方地域へ給食を拡充するという時期にですね、検討委員会を立ち上げておりました。その中でですね、大方地域、それから佐賀地域含めてですね、給食センターの運営については民間委託についても検討するという報告になっております。

現在、佐賀地域で給食を行っておりますけれども、当然、大方地域に拡充するに当たってはですね、今後は民間委託ということを検討をしております。これは、新たにできる大方地域の給食センターだけではなくてですね、佐賀地域の給食センターも含めた形で、民間委託という形にしたいと考えております。

ただですね、その民間委託の内容でございますけれども、あくまでも業務委託という形で検討を致しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

今のお話聞きますとですね、まあ検討委員会では民間委託を視野に入れてるというのはありましたよね。でも、教育長の考え方自体はどうかなと思ったら、まあこの検討委員会に沿っていくということですね。

前回のときに、12月議会でしたが質問したときには、民間委託ありきではないという答弁をいただきまして、それなりに教育長の考えがあつて、やっぱりいい給食をやっていくためには、もちろんお金も掛かります。財政を度外視してということではないんですけども、そこにいろんな壁がありますから、財政問題とね。しかし、子どもたちにいい教育をしたい。そこでの教育長としての葛藤（かとう）といいますか、考え方といいますか、それがあつてほしいと、私は個人的に思ってるわけですね。それで、あえて教育長にお伺いしたんですけども。

これ以上の答弁がないんでしたら、この民間委託については置きます。ありますか。民間委託について、もう一度あります。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

先ほども申しましたように、検討委員会の結果に沿ってですね検討をしてきました。その結果ですね、先ほども申しました、あくまでも業務委託という形で調理部門とですね、それから配送部門。これについては民間に委託をする必要があろうというふうに考えております。

ただ、公設で給食センターを整備を致しますと、県から栄養教諭が派遣をされますので、給食の内容、それから大方地域へのですね給食の指導、食育指導等はですね、佐賀と同様、今までやってきたことと同様、可能でございますので、そういう形で取り組めるというふうに考えております。

経費等のことを考えて、業務委託はやむを得ないというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

学校給食にはいろんな方面があるんですけども、ここでですね、ちょっと話を展開しまして。

12月議会でもお話ししましたけど、学校給食ですね、町おこしをしてると。地域の活性化につなげてる町がありまして、12月議会で紹介しましたので二重になることもありますけども、再度お話ししたいと思うんですけど。福井県の小浜市のことですが、ここには私、同僚議員4人と一緒に視察に実際行ってきたんですけど、ほんとにいい町おこしをしているんじゃないかなと思って、再度言わせていただいてます。

全国初の、食のまちづくり条例をここでは制定しまして、食にかんするさまざまな取り組みを推し進めて、今ではですね、もうたくさん全国からもう有名になって、見学者が訪れるまでになっております。食育を町おこしの柱に据えてるわけですから、学校給食も大変力を入れてまして、子どもたちには地元の食材を食べさせたい、そういう熱い熱意がですね、お話を聞いていても伝わってくるんですけども、それが実際、実を結んで実施されておりました。

ここでは、先ほど食材の件で地元の食材をと言いましたら、12月議会と同様に、量の確保が難しいというのが教育長の答弁でしたけども、この小浜市では、食材はですねすべて小学校区内で調達しておりました。量はですね、小学校が13校、中学校が2校ありましたけど、全部じゃないんですけど4割から8割を校区内でやって、お米は100パーセント近く校区内で賄っていた。お米についてはもう、黒潮町も負けないところにいっております。

こここの量の問題ですけども、ここでは少ないとこでは30食、大きいとこでは400食、または中学校では540食を賄ってるという先進例ですね。もちろん、ここに至るまでには多くの努力があつてですね、一度になったことではないと思います。いろいろな積み重ねがあってここへ来てると思うんですけど、それを実現さした裏にはですね、子どもたちに地元で取れてる地元の野菜を食べてほしいと、その一心から実現したんだというお話をしておりました。

それからもう1点、南国市の取り組みについてですが。もう南国市のことでも今まで何度も質問にも取り上げてきましたし、全国でも有名ですので聞き慣れた内容とは思いますが、再度紹介したいと思います。

南国市は全国に先駆けて地産地消を取り上げ、棚田米を使い、教室で電気釜でご飯を炊く、自校炊飯が行われた全国的に有名な給食を行っております。ここでは機械の導入が困難で、高齢化も進む中山間地の棚田米を応援しようという農業委員会の提起で、棚田米が積極的に学校給食に取り入れられたという、大変有名なお話ですけども。これには、もちろん当時の教育長さんの熱い情熱と、並々ならぬ決意があつてのこととお聞きしております。教育長さんが窓の外を見て、あの豊かに実ってる稻を見て、どうしてうちの子どもたちにこれが

食べさせられないんだろう、という発想から進んでいったというふうにお聞きしております。

このことで、棚田を持つ中山間地の農家の皆さんに喜びと、大変でもお米を作る意欲を与え、大きな励みになったそうです。大切な農業の振興と食の安全が1つになった、全国に先駆けた取り組みでした。成長期の子どもに地域で収穫された新鮮な食材、特に棚田米を使った学校給食は、農家や教育委員会、南国市の農林課、農業委員、JA南国市、保護者を巻き込んで実現したと聞きました。ですから、一度にこういうところにはなかなかいきませんけども、そういう情熱と努力があって、こういうものは子どもたちにいい教育をする、いい給食を与えるというのは実現していくんじゃないかという例です。

で、全国に誇れる学校給食を実施しております小浜市や南国市では、当然、民間委託ではありません。地元の食材で賄うには、小浜市ではですね、小規模農家のおじいさん、おばあさんがですね、野菜を提供してたんです。そういうスライドも見せていただきましたけども。そういう方たちとも契約して、朝早く野菜を搬入するんですが、小規模農家ですよね。そういう方たちとも提携して食材を確保しておりました。南国市では、今言いましたように棚田米を栽培する高齢者が多いですから、そういう方たちと地域の農家ですよね。それから、地域の商店の皆さんと結び付きがあつてこそ実現した内容だと、そういうふうに考えます。そういうふうに言われております。地元の食材をほとんど賄っていくということは、野菜だけではありませんので、お豆腐とか卵とかいろいろあると思うんですけども、そういうところもずうっと提携していくって実現してるんだそうです。そういうふうにすることが、ひいては町おこし、地域の活性化へと発展した先進例ですけども、ここまで道のりは、今まで言ったように平たんではなかったと思いますし、時間も労力も人一倍費してこそ実現した事例だと思います。

豊かな食材に恵まれた黒潮町ならでこそ実現する学校給食があると思いますし、食への取り組みはまた黒潮町の町おこしにつながると考えますが、町長はこの給食についてどのような考え方をお持ちでしょうか。

お聞きます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまでの検討委員会の結果も踏まえ、25年度当初から、給食のサービスを実施する予定としております。

また、教育長が申し上げましたように、調理部門と配達業務については民間委託を検討してるところでございます。しっかりした管理、指導があれば、業務の委託でございますので総合的な管理ができるいくと、そういう認識であります。

また、地元食材の使用についてでございますけれども。議員からご指摘のとおり、なかなか単年度では難しいかも分かりませんけれども、そういう意識付けを持って取り組んでいけば、他市町に負けないような地元食材が黒潮町にあるわけでございますので、実現できると、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

はい、ありがとうございます。

まず、出発はそういう意識付け。町長が言われたようにね、地元の食材でできるだけ賄おうと。量の確保も大変だけども、やってみよう。そういう意識付けから出発しないとですね、はなからこれは難しいだろうというふうに、まあもちろん考えているわけではないと思いますけども、まずどうするかということでは、その意識付けがあつて、地元の食材をどんどん活用できるようになると思います。

最初、私が学校給食のことをお話しておるときには、地産地消と言うてお話をしてもなかなかですね、執行部の方が受け取ってくれないといいますか、私の意を酌んでくれないということで、よく教育委員会とのバトルがあつたんですけど。今では本当、時代が進んだというのでしょうか、いい方向に、この地元の食材を使おうという点では進んでるなあと思って、大変うれしく思っております。

それで今、町長が少し小学校の学校給食の開始のことも言わされましたけども。学校給食が教育であるなら、佐賀地域と大方地域の児童に格差があるということは、当然いけないわけですよね。一日も早く格差の解消をしなければいきませんし、子どもたちは当然ながら成長してるわけですから、毎年毎年、卒業してしまいます。多くの保護者の方からですね、うちの子が卒業する前に給食は実施されるろうかいうて質問を受けます。で、小学校の給食実施はいつごろの予定か、今、25年というふうにお聞きしましたけども、具体的なところがありましたらお尋ねします。

全国のですね、公立の小学校の普及率。私が持っている資料は、これ平成19年度の資料ですけども、公立の小学校の普及率は19年度で98.5パーセント、児童生徒数はもう99.4パーセント、そこまで進んでるわけですね。これ19年度ですから、もっとパーセンテージ上がってると思いますが。私がやり始めたころは、児童生徒数の99.3パーセントだったような気がするんです。まあそれからいくと、ほとんどもう全国で始まっていますので、パーセンテージがそんなに大きくなは上がりませんけど。この全国の児童と比較しても、いかに大方地域の小学校の給食が遅れているか。位置付けが遅れているか分かると思うんですが。

このような点も併せてですね、まあ25年というのはありましたけども、遅れている点、どのように考えるか。そして、小学校の実施に向けて、どのようなスケジュールがあるのかお聞かせください。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

まず、給食の実施率でございますけれども、全国の例を議員申されました。

県内の状況を見てみると、県内ですね給食がまだ未実施という所はですね、土佐清水市。土佐清水市がですね、これ8校小学校ございますけれども、これが未実施です。それから、安芸市がですね9校ございますが、このうちの6校が未実施と。それから、室戸市が8校のうち3校が未実施ということでございます。

高知県全体で言いますと、小学校では226校中203校が実施ということになっておりまして、率で言いますと89.8パーセントということになっております。当然、給食の未実施ということになりますと、先ほど申しましたように、いろいろと栄養面等も考えてですね差が出ることはやむを得ないというふうに思います。そういった意味で、早期の実施ということでこれまで検討をしてきました。

一定、センターの建設場所についてはですね、今度の震災を受けて、津波の被害を受けない高台ということで検討をしておりました。高台にですね、一定、用地が確保できそうでございますので、そちらの方へ建設をするということで、24年度に建設をして、当然、各学校のですね配膳室等の受け入れ態勢も必要でございます。そういうものの整備も必要になろうかと思いますけれども、それを行ってですね、25年度には開始をしたいという計画で進めております。

ただ、この開始の時期はですね、当然、国の補助金を受けての施設の建設ということになりますので、今の震災の影響で国の予算措置等もですね、なかなか不透明といったことになっておりますので、そのあたりを考えると若干不透明な部分はございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私が全国のですね実施状況を言いましたら、教育長は、高知県が遅れてるもんですから高知県の数字を出してきましたけど、私が高知県の数字を知らないわけじゃないんです。高知県というのは、ほんとにそこが遅れてるわけですよね。ですから、ほんとは恥じなきやいけないとこなんんですけど、何か教育長、私の方に言ってきましたけど、高知県全体からいくと、まだまだ遅れてるとこがあるんだよと。けど、私が言ったころにですね、幡多郡では土佐清水やつてなかつたし、大月では1校だったし、四万十市もねやつてなかつたんですけども、始まりました。それから、お隣の四万十町も合併して始まりまして、どんどん大方っていうのは置いていかれてるわけですよね。早くしなきやならないんだけど、なかなかそこに着手できていない。

まあ25年と言われましたが、佐賀と大方との格差を考えたら、ほんとに前倒しでやっていかなきやならない教育だと思うんですが。かといって、今いろんな大型事業がありますので、黒潮町で無理を言うことはなかなか難しいかと思いますが、25年に完成予定。完成予定。それで、25年に完成予定でよろしいですか。（議場から「4年度末」との発言あり）4年度末ね。で、25年から実施ですね。25年から実施、分かりました。

まあ、なかなか前倒ししてくれと言うのもあれですし、今、震災の方で材料がね不足してるということで、三浦小学校の建築も遅れますから、なかなか難しい面はあると思いますが。今、給食センターの場所も確保してることでは、一歩は進んでおります。ただ、遅れないように。佐賀と大方のほんと、子どもたちの中で差があるわけですから。合併特例債、使えますよね。合併したときにですね、大方と佐賀の格差があつてはいけないということで学校給食が取り込まれてきましたので、もう佐賀の子どもたちは本当に給食で育っていってますから、ぜひ大方の子どもたちにやつてほしい。

それからですね、もう1点、再度お聞きしますけど。

何か、教育長と町長のお話お聞きしますと、もう民間委託ありきで進んでるんじゃないかなという方に思いましたが。やはり子どもたちにいい給食を、いい教育を行うには、先ほど言いましたようにお金のことはもちろんありますが、それを乗り越えてですねもう一度、そうじゃない、民間委託じゃない方向でも進めていく、そういう方向はあるでしょうか。もう決まってるんですか、民間委託。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

正式に決定してるわけではございません。

よく、民間委託と公設公営のお話を伺いするわけでございますけれども、少し理論的に疑問のある所がございます。もし、同じ投資額で給食を運営するとしたならばですね、人件費の安い民間経営の方が、食材、あるいはそういった管理の方に、食材は基本的に経費として受益者負担を頂きますので。そこらへんの整理がちょっと、行政の方でもできていないのかなと、そういうふうに感じておるところでございます。

そして、先ほども答弁申し上げましたように業務委託でございますので、総合的な管理と指導は行政にイニシアチブがあると、そういった感覚でありますので、民間委託の検討してると、そういった状況でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

それではですね、今はですね、町内で使われるのが25パーセントでしたよね。さらに、これから地元の食

材を活用していく方向にあるということと、まあ民間委託、それで決定では今ないということでしたので。やはり子どもたちにはですね、一日も早い学校給食を実施していただくということと、安心、安全で豊かな学校給食にしていただく、そういうことをここで強く望みまして、もうこれ以上言っても大体答弁がおんなじと思いますので、この質問は終わります。

2点目の質問に入ります。

防災対策についてということで、ここに挙げました。もう今回、どなたもいろんな形で質問しておりますし、答弁もいろいろ聞いております。で、私が通告書に書いたのは、この東日本大震災を見て、まちづくりを全体的に考え直す必要があるんじゃないかな、防災対策も根本的に考え直す必要があるんじゃないかなという考えは、もうどなたも同じような考え方を持っておりまして、そういう答弁もいただきました。そして、国や県からの正式な計画が来ないと全体的なことはできないということと、それから、議会でも特別委員会をつくりまして検討していくということですので、その全体については、今日はもうここでは取り上げません。

それですね、もっと具体的なことを少し質問させていただきたいと思うんですけども。今回、避難路、避難道、避難場所の見直しについて、文教施設を優先的にやっていただけるということでは大変ありがたいと思っております。で、300万の予算がつきまして、この間ですね、まあその予算がついたこともありますけども、議会の方で視察に行きました。実際に避難路を上がってみて、足腰少々大変でしたけども、実際に行ってみて、これは急を要する学校だなあという所と、ある程度、若干の手直しをすれば取りあえず間に合うんじゃないかなという学校などがこの目で分かって、ほんとに良かったなと思っています。この300万の予算ついたんですけども、まあこれは設計委託でしょうから。

これ、いつごろまでに完成というふうにいいますか、出来上がる予定を考えてるのか、ちょっとそれを最初にお聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それではお答え致します。

現在、補正で挙げらしてもらっております300万の完成時期という部分ですけれども。基本的にですね、この測量をして、昨年度からの繰越明許費で2,100万持っています。この部分で事業をやっていくという考えでおりまして、この測量と事業の消化という部分につきましては、昨年度からの繰越明許ということですので、今年度内に仕上げるという部分でございます。

それで、次の段階が出てくるわけですが、全体的にはですね今まで答えてきたように、今回の300万については大方地域の文教施設、それから佐賀地域の文教施設につきましては漁業集落環境整備事業、これでですね対応すると。なお、対応できない部分がもしありましたらですね、別の事業、まあいろいろ考えておりますが、その方向でも検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

一緒に聞けばよかったですけど、視察に行くときに課長にご足労願いまして、長靴履いて、課長が一番先に立ってですね案内していただいたんですけど。私が視察に行ってみたときには、急を要する学校と、それから、相当ちょっと時間がかかるんじゃないかなと思う学校と、まあ若干の手直しでいいだろうと思うような学

校もありましたので、まあそういうすみ分けを当然していくんでしょうね。すぐ取り掛かれる所、私、あるんじゃないかなと思って自分では見てきたんですけど、今の完成予定は大体、今年度内ということは3月までですね、予定はね。

もう、即できる所はしていくという方向に立てるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

今のところは、その方向性といいますか、場所の問題ですけれども。測量をする前にですね、まず地権者、こちらの思うておるとこですね。思つておる所の地権者に内諾といいますか、それがないとですね、なかなか測量にも入れません、実際のところ。測量した後で用地が駄目ということになったら、これまた何ともなりませんので、基本的にはですね、地元PTAか区長さん等に介していただいてですね、また町からももちろん行きますけれども。まず、用地のめどがある程度立たなくては測量もできないという部分でありますので、そのあたりを含めてですね検討したいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

ぜひ、そういうところで頑張っていただきたいと思います。

それでですね、せっかくいいその避難路、避難場所ができてもですね、それを上手に活用できるか。実際、地震が来たとき、津波が来るぞというときに生かしていけるかという点では、私は日ごろの避難訓練が大事じゃないかなと思うんです。

ここにですね、避難訓練を実際やってて、ほんとに子どもたちの命が助かったという釜石市の例をちょっと紹介しますけども。釜石市ですね、小中学校の全校生徒は児童が2,900人いるんですけど、その中で亡くなつたのがわずか5人だったと。それで実際、行方不明者とか住民の方を入れますと1,300人いるんですけど、児童生徒については5人だったっていうことではですね、ほんとに、5人の方は悲しいことですけども、この時間帯の起こつた地震としてはですね、ほんとに快挙だなと思うんです。それはですね、釜石市の中学校では防災教育のカリキュラムを取り入れて、毎月の津波避難訓練を続けていたと、そういうふうに書かれてるんです。それで、この地震が起きた時間はちょうどもう中学校で授業が終わつて、部活動の準備をしてたときに地震が起きた。それで、もちろん校内は停電しますから校内放送も使えないで、教頭先生がハンドマイク使おうかなと思ってるもう矢先に、中学生が普段避難訓練してますので、すぐ裏山へ、避難場所に逃げていつたと。中学生が逃げてるから、隣の小学校はどうしようかなと思って対応してるところに、中学生が逃げてるからこれは逃げなきゃいけないというので、一緒になって逃げた。で、途中で保育所があつて、保育所の保母さんたちが、散歩用の何か手押し車なんかを押してるのも一緒にになってそれを押してって逃げて。それから、中学生は日ごろ訓練してるように、子どもたちの、小学生の手を引っ張つて逃げていつたと。その避難場所に行ったんだけど、どうもこれじやあまだ津波が来そうだと。これじや危ないから、もっと上へ行かなきゃなんないという中学生の判断があつて、また、その避難場所を変えて上に行つたことで、この子どもたちが助かったという例をですね、ありました。

それでですね、ここで大事なことは今言ったように、いつも避難訓練をして、子どもたちにそういう防災意識が芽生えてたということではないかと思うんですね。それで、ここに書かれてるのはですね、もう学校の

防災教育では、その状況下で自分のできる最大限のことをやる。で、いったん事が起きたときは、事前の想定に縛られることなく、自分の判断で行動すると。こういう点が、もう教訓として生かされるべきじゃないかというふうに書かれてあるんです。これは大学の先生が書いてるものですが。

この、どういう状況で、どんな地震がいつ来るかも、どんな津波が来るか、ほんとに想定できないわけですよね、現実には。ここが避難場所ですよと言っても、その状況をそのときに自分で判断して、自分の命は自分で守る。日ごろからのそういう考え方を子どもたちに教育していけば、その子どもたちが10年、20年先に親になるですから、ほんとに生きてくる防災教育じゃないかなと思います。一番大事なことは、ここでありますけど、想定に縛られないで、そのときにはもう自分の最大限を尽くすと、こういう教育が大事だということで。これは子どもたちに限らずですね、一般住民の人にも、もうここが避難場所だから安全だよと思ってたら、そこがもうやられてきた、今回の津波はですね。そういうことがありましたので、まずこういう考え方大事なのと、その避難訓練ですね。

特に子どもたちには、昼間起きた地震は、海辺に近い学校が結構ありますので、そういう避難訓練なんかはどういうふうにやられていますか。お尋ねします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

町内ですね、11の小中学校、保育所が4園あるわけですが。ここでですね、この前、議員の皆さんに回っていた所はですね、基本的に低い、浸水の恐れのある所ということになろうかと思います。佐賀の方も保育所をですね、従来といいますか、震災前の現想定の中で、以上の高さに盛り上げて保育所を造っておるんですけども、今回のああいうことがあってですね心配されるというようなことがあります。

そういう中で、訓練の問題ですけれども。保育所は毎月しておるようです。それで、保育所はご存じのとおり、大方3園につきましてはですね高台にありますので、訓練は基本的には火災訓練とかいうような、津波訓練ではないようです。が、毎月やっておるということを聞いております。

それから佐賀地域の保育所につきましては、これも毎月ですけれども、この前、現地訪問をしていただいて、中学校から裏山の所を確か見たと思うのですが、あこの所ですね、旧佐賀保育所の裏手の山の所に避難の訓練をしておるというふうに聞いております。

それから学校ですけれども。学校につきましては昨年度、基本的に1回。今年はですね、今1回実施して、もう一度実施するというふうに、年間2回ですね。2回で聞いております。

その中で、まあ現地歩く中で相当お疲れだったと思うが、南郷小学校は相当遠いですが、あこの所にですね、現在の段階で避難する時間が4分20秒で、全員があこのハウスの所までは上がれたという状況にあります。

しかしながらですね、現場の状況から少し遠いんじゃないかというようなこともありますので、ルートについても再度検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ、子どもたちのことはほんとに、いろんな方面からですね心掛けてあげていただきたいと思います。そ

して、一日も早いこういう避難路がですね完成されることを望んでおります。

子どもたちだけじゃなくてですね、今回の避難路、避難場所の見直しについてはですね、地震は明日来るかも分からぬというわけですから、これが国の想定、国の計画、県の計画を待ってては間に合わない面がいっぱいあるわけですね。で、まず、できることからしていかなきやならないですし、住民の方は今、すごい関心を持つてるんです。私も実際回ったときにですね、特に海岸縁に住んでる方は、もう自分自身の身の安全を即考えますから、あの地震の津波の映像が人ごととは実際思ってないわけですよね。それで実際、避難場所を見てくださいという方もありましたし、一緒に連れていってくれた方もありましたし、自分でも行ってきたとも何カ所かありますけど、もちろん全部を行けるわけじゃありませんが。その中でですね、ほんとに当たり前ですけど、避難場所についてはどういうふうにしなきやならないかとか、ここがこうなんだっていうのは地元の人が一番よく知ってるわけですよね。私が行った所もですね、もう階段がます急で、お年寄りや子どもは無理だろうという所。それから、手すりがちょっとでもあつたらいいなと思うような所。それから草がいっぱいですね、これじゃあもう大変だなあと。普段草刈りすれば、もうちょっとといいのになあというような所。それから、石段が一部ですけど壊れてるとか、そういうような所が多くあります。これはもうお年寄りなんかが上がるのには、こんなところで避難訓練したら逆にけがするかもしれませんよね、そういう無理な場所もたくさんありました。それからですね、避難場所が遠いので、海はもうすぐ目の前にあるんやけど避難場所が遠いと。で、この上に、山に上がったらええがやけんど、そこにお墓がある。もう死んだ人が一番安全なところにおると。ほんで、何とかそこへ行く道を整備してくれんかという話もあったんですよ。で、先ほども言いましたけど住民の方がですね、一番、自分たちが逃げる場所は知っていますし、使い勝手も分かってると思うんですが。

課長は、町内に大体避難場所っていうのはどれくらいあるか、大まかにつかんでおります。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

この質問はですね前にもお答えした、前というか、今議会でも質問がありましてお答え致しましたが、津波避難場所として 101 カ所、今のところ指定します。

以上です。

（議場から何事か発言あり）

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

101 カ所は間違いないんですけども、それは地域防災計画に載っておりますので、議員さん持っておると思いますので、ご確認していただきたいと思います。

それからですね、その指定の状況ですが。今、宮地議員からもありましたように、自主防災組織を基本にしてそれを作っておりますので。もちろん行政、役割の職員がですねすべてを知るわけではございませんので、自主防災組織、区長さんをですね通じて、地元とここがいいだろうという所で設定しておりますので、その点ご理解願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

本議会で答弁があったというのに、ちょっと聞き逃がしてまして申し訳ありません。

私は避難場所がですね、不備だとか、駄目だからっていうことで言ってるわけじゃないんですよね。そういう所がたくさんあって、それを把握していかなきやいけないという。自分が行ってみてですね、これは大変だな、何とか急いでやらないと、ほんとにいつ来るか分からぬわけだから、手直しできる所は早くしなきゃならないと思って、まあ今回、議会でも言いますからということで住民の方にもお話ししましたので、取り上げてるんですが。

今、ちらっと課長も言わされましたけど、私はですね、課長や役場の方が 101 カ所を全部見て回って、全部判断していくというのは、できないわけじゃないんですけども、時間もかかります。

それで今、課長が言われましたように、自主防災組織がもうあるわけですから、これ提案ですけどですね、まず緊急にですね、それぞれの部落でこの自主防災組織が、自分たちが造った避難場所を見直してもらうように言ってもらえないかなと思ったんです。というのが、先ほど言いましたように、行ってみたら草がぼうぼう。手すりがない。避難場所はもう、もちろん草刈ってない。石段が壊れてるとか、いろいろあるわけですけども。地域の自主防災組織ですね、もう一番知ってるわけですから、自分たちの逃げる場所はこれでいいんだろうかということを、緊急に私は通達してやる必要があるんじゃないかなと思って見たんです。そして、地域全体でそれをやりますと、簡単に直せる所なんかは、すぐ手が付けると思うんですね。それで緊急性の高い所なんかはですね、まあ役場の方が材料提供するとかですね、それから昨日の質問にもありましたけども、土地の提供者があるんだったら、それを積極的にお願いすると。自分たちが、そこが危ないんだから、もう少し上の上が欲しいなあという要望があれば、部落の中で割と提供者が、今だったらもっとあるかもしれませんので。この時期ですのでね、急がれるということと、まず簡単に手直し、やろうと思ったらできることいっぱいあるんです。で、地域でほんと、草刈りちょこっとしてるとね、上がりやすいところもいっぱいありますので、ぜひ自主防災組織、区長さんを通じてですね緊急に見直してもらうと。できることは予算が、補正でも組んでですね早急にやってもらうと。

そういう方向になってほしいんですが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ご質問どおり対応しますということが、一番、私としては楽ながですけど。

実際ですね、今年度への繰越明許費も 2,100 万でして、防災のこのすべての避難路を、現地確認はもちろんやる予定ですけれども、してですね。すべてを早急に直せということになりますと、膨大な予算に間違いなくなります。

それで、やはりどうしてもですね、緊急性。津波はいつ来るか分かりませんので、すべて緊急と言われたら大変難しいところですけれども。やはりですね、ある程度の緊急性はですね役場の方で判断させていただいて、その緊急な部分から対応したいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

ちょっと私の言葉が足りなかつたかと思いますが、すべての避難路を見直して、予算をつけてやってくださいって言ってるわけじゃないんですね。まずは地元の区長さんに言って、自主防災組織でですねまず全体で、その地元で避難道を見てもらう、見直してもらう。そこで緊急性が、これはやらないかんと思う所は、ちっち

やな予算なり部落の予算なりできることもあるんです、見たら。草刈りだとか、ちょっとした手すりだとか。そういうことも部落でやってもらうようにしてもらうと。そして、もっとお金が掛かることも確かにありますので、そういう場合にはなかなか答弁はできづらいと思いますけど、そういう対応も考えた上でですね、どうしても緊急な所があるんなら補正でも組んでというふうに言って、全部をやりなさいというわけじゃないんですけど。

まず、緊急性ということはほんと大事なことだと思いますので、その部落の自主防災組織を動かしてですね、役場が全部見て、全部判断するんじゃなくて、部落で、まず自分たちの逃げる場所を自分たちで見て、自分たちで直していく方向でね、動いてもらうということは大事じやないかなというので聞いたんですけど、いかがですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

少し先走った答弁になったかもしませんが。

基本的にはですね、繰り返しになりますが、自主防災組織であります地元、あるいはまた区長さんあたりとですね相談して対応することになろうと思います。

今月の29日に、早速ですが区長会を予定しております、多分その中でも、今回の地震、津波の問題はですね間違いなく出てくるだろうというふうに考えております。そこでですね、今の方向で要請をしたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

今の方向で29日にはやっていただけるということですので、ぜひお願ひ致します。

それから避難場所の指定ですけども、避難場所の指定を見直すということはなかなか難しいと思いますが、ちょっと、浜の宮、万行、新町がですね避難場所にしております、ふるさと総合センターとあかつき館ですが、これは実際、見直しとしても、避難場所を取り消すという方向になってるんでしょうか。

というのがですね、ちょっと役場に関係した方が、そこはもう逃げたらいかんとというふうに言ったという話が入ってきましたので。実際、役場はそういうことを言うてないはずやけど、まあ確認していかんと、ほんとに起きたときにですね、逃げていいもんだかどうだか分かりませんし。

そのような考え方をちょっとお聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

微妙なポイントです。確かにですね、私は当時は担当しておりませんでしたけれども、地震が起きて津波が心配されるときに、浜の方に逃げれるかということも、確かに、當時も確かあったと思います。

が、高さを考えますとですね、今の段階で想定が8メートルですので、8メートルでしたら、ふるさと総合センターのですね庭の高さ、駐車場の高さですね。あこが、まあ10メートルぐらいだったと思います。それから、駐車場のすぐ左側にですね小高い、小さなところですけど森がありますが、そこが13メートルくらいあります。それから、あかつき館がですね、屋上が16.7ですかね、そんなような数字だったと思いますが。そういう

状況ですので、今までの想定した津波から考えたらですね、決して間違いでなかったというふうに考えておりますが、あの津波の状況をテレビで見る中ではですね、まあ松原を超えて、松原の上を波しぶきが飛んでですね、それから来ておったという状況もありますので、そのあたりはですね、繰り返しにはなりますけれども、国の想定あたりをですね参考にして再検討はすべきだろうというふうに思ってます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

分かりました。じゃあ役場としては、ふるさと総合センターの10メーターぐらいですけど、そこはもう避難場所として決めてないよという、見直しをしてるということではないわけですね。分かりました。

それでは最後にですね、もう1つ徹底してほしいなあと思うことが私あるんですけど。地震は何も、昼間起きるとは限りませんよね。夜来るか朝来るか、そんな分からないわけです。ちょうど東北の地震が昼間だったもんですから、何となく昼間のイメージがあるかとは思いますけども。

6、7年前だったと思いますけど、高知大の岡村教授が来られて、この地震の話をされました。そのときにですね、大事なことをいろいろ言わされましたけど、まず、夜地震が来ることを想定してですね、寝室には必ず靴を置いてくださいと。今はもう窓ガラスがいっぱい、多い家ですよね。昔は障子やふすまで、ガラスが割れてということが少なかったけど、今の家はほとんど窓ガラスが多いですし、まず、逃げるときにけがをする。けがをしたら、なかなか逃げられない。それで、必ず寝室には靴を置くように。そういうことは、私はそれを聞いてからずうっと実行しております。

なかなか町民に知られてないと思うんですけど、もう1点がですね、枕元には必ず懐中電灯を置くように。これも大事なことだと思います。電気は消えますのでね。見えませんから、いろいろと。

それで、先ほどらいからの質問では、避難路に誘導灯をつけるようにとかいうようなお話もありましたけど、誘導灯自体はほんとに全部につけるというのにお金も掛かりますから、基本的にはもう懐中電灯を持って逃げるということを、町民の中に、私、徹底していく必要があるんじゃないかなと思うんですが。

この寝室に靴を置く、枕元に懐中電灯を置くということは、役場の皆さんはもう徹底してやってられるんでしょうか。そして、町民の方には徹底さすようにしてるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ご質問にお答えしたいと思います。

基本的にですね、町の方では広報で1ページを取りまして、地震防災のコーナーを作っております。これ、連載という意味じゃないんですけども、毎回の広報に載っておりますので、ぜひご覧いただきたいと思います。その中に今まで、今言われたこともですね広報をしておりますので、ご確認していただきたいと思いますが。

今、また東日本大震災のですね状況を見て、住民の皆さんも相当危機感を持っておると思いますので、再度その対応をしてまいりたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ広報も見せていただきましたけど、ここをですねちょっと分かりやすい、ピックアップするといいます

か、もう全員がですね靴を置くぐらいに、なかなかなつてないように思うんです。それから懐中電灯も置くように、そういうことがもう全町民ほとんどの方が、それが徹底されてるというふうな広報の書き方があればなおいいなと私は思って、広報を昨日、課長が言わされたので見てたんですが、そういうふうになってましたかね。ぜひ、それをね徹底さしていただきたい。

課長はどうです。そういうふうに寝室に靴を置いて、枕元、懐中電灯置いてます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

なかなか、答えぬくいとこまで入ってまいりましたけれども。

私の家は大変小さな家でして、寝室の隣が玄関ですので、懐中電灯と長靴はそこに備えておりますので、まあそういう対応しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まずですね、まあ隗（かい）より始めよじやないですけど、役場の課長から、役場の職員さんからこういうことを守って、それから住民に徹底させていって、防災意識を住民が持つてもらうと。そこからでないと、なかなか自分の命は、言葉で言ってなかなか助からないと思います。

ぜひそういうことをお願い致しまして、私の質問終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、13時まで休憩します。

休憩 11時 25分

再開 13時 00分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

8番（山崎正男君）

議長のお許しをいただきましたので、初めてですがご質問致します。

私は、このたびの町議員選挙で住民の付託をいただきながら、この議会、議場でですね、皆さまの意見を反映していくように、自分に肝に銘じて質問しますのでよろしくお願ひします。

まず第1問ですが、防災計画と防災対策について。

防災計画の現状はどうなっているか、南海大震災が予測されているが、町民の安心安全のために、また東日本大震災を教訓にして、防災計画および防災対策の見直しが必要と考えるが、町長の考えを伺いたい。こういう質問でございます。

第1点はですね、町の大切な情報の詰まっている庁舎の建設位置について、これを変更すべきと考えますが、現状でいいのかどうか、ということです。

この震災の問題は、私はテレビの映像を見まして大きなショックを受けております。何回も何回もビデオで見直すたびに、これは大変なことだと思って、このような質問を出さしていただきました。もう既に同僚議員

が何回も質問に立って、町長には誠にご迷惑かも分かりませんが、真摯（しんし）にお答えいただきたいと思っております。

この災害についてはですね、心構えが大事だと思うのですが、我々は今、平常な時間、平常な場所におけるわけですけれど、今、ここに、今被災を受けたと。こういう状況下でこの防災計画を考えないと、とても安易な考えではおぼつかないというふうに考えております。だから、今、自分らが被災の中にある。そのときに、庁舎の問題をどこにするか。この津波の高さ、この圧力で、持てるのかどうかということを考えていただきたい。

それから、この防災計画については、特に庁舎の位置問題なんかについては、今考えないと将来に禍根を残す。それからこの問題、一回建てますとリプレイできない、元に戻して考えられない。こういうことになりますので、大変厳しい、重要な課題であると思っております。

今、我々の歴史の中にある、各県にあるお城、神社仏閣、こういうものは何百年も耐えております。これは先人の素晴らしい知恵であろうかと思いますが、このことを踏まえて、これから建つ庁舎、これもぜひ何百年も続くような安心安全な位置に対応していただくようにお願いしたいと思っております。

津波の問題についても、これは我々に対するひとつの戦いです。津波とどう戦うか、どう向き合っていくか。このことを基本にして、これから防災計画を考えいく必要があると思います。先見性を持った判断、それから常に変化が起きるという気持ち、これも大事ですが、先見性を持って将来の孫や子、子や孫、その人たちのために恥ずかしくない位置、恥ずかしくない建物、こういうものをを目指していただきたいと、このように思っております。

それでは、まず第1点目のその庁舎の位置問題について、お答えをいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

庁舎の位置につきましては、今議会の一般質問でこれまでお答えしたことで答弁とさせていただきたいと、そのように考えております。

またなお、今議会の一般質問におきまして、それぞれ議員さんからご指導、ご意見をいただきました。それらも参考にして対応してまいりたいと、そのように考えてるところでございます。

防災対策でございますけれども。国や県の指標が出るまでに、なかなか見直しづらいものがございます。しかしながら、それ以外にでも見直すことができる部分、そういうものがあると認識しております。代表的なのは、これまで申し上げましたが、災害対策本部の機能でございます。その体制整備に早期に着手をしたいと、そのように考えております。

災害対応の要は、議員ご指摘のとおり、準備と即興だと言われるものでございます。災害の起り方や被害の様相は一つ一つ異なるものではございますが、優先順位の変更、あるいはマンパワーや役割の調整、そして、想定していなかった業務の発生等、流動的な事態はどんなに準備をしていても必ず生じるものでございます。しかしながら、同じ即興的な対応でも、事前に何にも準備をしていなかった場合と準備をしていた場合では、それぞれ違いが出るのは当然のことでございます。

そういう中から、今回の災害対策本部の機能を少し精査させていただきますと、大規模地震災害を想定しますと、権限の多くを市町村長に与えている、そういう方式が現在取られています。しかしながら、首長の処理能力を超える情報が集中し、迅速かつ的確な被災者支援という目標の達成が阻害されることが予想されているところでございます。この問題を軽減するために、事前に権限をできるだけ下位部門に与えておき、意思統一機関の整理をしなければならないと、そのように考えております。

中でも、災害対策本部の本部長の所へ、そういった場合には私が座るわけでございますけれども、そこへの情報伝達の種類が3種類ございます。1つは意思決定が求められるもの。それからもう1つは相談を受けるもの。それからもう1つは報告でございます。そのうち意思決定を求められることにつきまして、権限ができるだけ早期に下位部門に与えていく。そういったことが必要であろうと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

その防災計画の現状はということで伺いも出しておるわけですが、この防災計画、私が読みますと、まあ平常心の中で書かれてるものですので、それも国、県、それぞれの防災計画に対応して作られたというお話を前段に聞きましたけれど、やはり実効性のある防災計画、こういうものにしていかなければならぬと、このように思います。この中には、まあいろいろ書かれておりますけれど、町が既にやるというようなことがおむね書かれております。でも実際は、多分これの半分以下、3分の1も現状に即したものがないのではないかというふうに、私はこれを読むに当たって感じました。

少なくとも防災計画を立てる以上は、実効性のある、そういうものを立てていただきたい。それから、それは防災計画を立てたということで町民が安心するような、前向きに見えるような、そういう位置付けで考えていただきたいし、できれば、町民にいつ見せても恥ずかしくないというふうなものにしていただきたいと思っております。防災、それから実行。これが町の大きな使命じゃろうと思いますので、ひとつよろしくお願ひ致します。

まあこの点について、ひとつお願ひします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

議員からご指摘いただきましたとおり、実効性の高いものがこれが生命線であると、そのように認識しております。

現在の災害対策本部の体制では、大方の職員が佐賀の庁舎へ参集できると、そういった前提で建てられております。しかしながら、先般の東日本大震災のような大津波のときに、白浜から灘へ向けての国道56号線が寸断されると、当然、参集ができないということになります。そのときの意思決定はどのようなプロセスで踏むのか。あるいは、そのときに参集できる職員はどの程度いるのか。そういったことが整理されていくことが実効性を高めることになっていくと、そのように考えているところでございます。こちらにつきましては、南海地震対策推進本部の方で本部機能の見直しにも着手していくといきたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

それからですね、その防災計画の変更に当たって、防災計画を見てみると、毎年見直すというような文言があります。

それで、その防災計画の変更については、防災会議に諮って修正するというようなこともあります。今までに防災会議いうのを開いたことがありますでしょうか。今後も開く予定があるがでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

お答えします。

防災会議につきましてはですね、変更のあるたびに開いております。ただしですね、軽微な件につきましては、書面決議といいますか、書面会議というような部分もございますけれども、必ずその場合にはですね開いていくということになっております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ちょっと元に戻りますけれど、庁舎ですが、規模が新聞紙上では12億円。で、合併特例債を使うというような新聞の内容でございましたが。

期限のことを考えると、合併特例債の期限がものすごく圧迫してくるわけですが、そのほかの方法いうのは、もし期限切れになった場合に、そのほかの方法は町の方で考えておりますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

お答えします。

この庁舎の建設につきましてはですね、基本的に補助金はございません。すべてが単独ということになっておりまして、庁舎へ使える部分についてはですね、一番有利な起債が合併特例債ということでございまして、それ以外にはですね、一般単独事業とか、そういうたもんが使えますけれども、有利な起債はそれしかないというところで。

まあ今回の場合はですね、ちょうど国道改良に伴う移転補償がございますので、その部分はある一定のですね財源の補てんにはなりますけれども、不足する部分についてはですね、そのほかの部分はないと。ただし、若干基金がございますので、その部分の対応といったことは取れるようになりますけれども。

そういうことで、現在は、できるだけ有利なですね起債が活用できる期間のうちにですね建設を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

私は初めてですので、まだ全体的なものが頭の中にありませんけれど。

その建物、現在建てようとする建物。まあ設計を組んでおるわけですけれど、何階建てで、どれぐらいの大きさというのは分かるでしょうか。教えていただきたい。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

お答えします。

これまで検討委員会等にお示ししてきた計画はですね、3階建て、約4,000平米を目標にですね計画を立ててきたところでございますけれども、この面積につきましてはですね、これから最終的に詰めていかないかん

というところでございますので、まだ確定ではございません。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

はい、分かりました。まあ執行部もですね、大変な財政と、それから期間と、いろいろこれから悩むことと思いますが、私たちも議員としましても、執行部とともにですねこれを悩み抜いて、後世に恥のかかないようなことをやっていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

続きまして、避難道および避難場所について、今後の対策をどう考えるか。

これについてお答え願います。

分かりにくく。

前段ですね、いろいろと避難場所、避難路につきましては視察も致しましたし、それから同僚議員の意見も執行部の答えもいただきました。私はこの避難路、避難道についてはですね、それぞれの地元とよく話し合って、1カ所要るとこ、2カ所要るとこ、大きなものが要るとこ、小さいことでいいこと、これをぜひ地元と、地元の住民、地元の集落と話し合いながらやっていただきたい。このように考えます。

予算も要ります。そのお金の心配が第一でございますが。例えば、各地域に1本1,000万の避難道とかをつける場合ですね、まあ60カ所もあつたら6億円、こういう金が要るわけです。この6億円要る、例えばそれが2,000万なると12億円、こういうことになるわけですが、これをいつまでに。5年計画でやるのか、単年度で思い切って基金も取りつぶしてやるのか、ここらの判断が大事だと思います。ただ、30年先に起ころ津波、地震、こういうものに対して早急に造った場合、期間をかけて造ったら、早く造ったもの、30年間何もなかつたという場合には、当然、また管理を変えなければなりません。でも、今、住民の気持ちの中では、少なくともここ5年以内にできるような方策を立てないと、この今、みんなが大ショックを受けているときに安心が持てない。これをやっぱり基本に考えてやっていただきたいと思います。

まあ場所とか方法とか執行部にもいろいろと考えがあると思いますので、先ほど来聞いてました、文教施設の方が第一じゃということでございます。それも結構でございます。私は、まずとにかく手を付ける。どこでもいい、まず手を付ければ、1本できればそれを見本にして住民は、あ、避難道というのはこういうものか、こういう安全性があるのか、こういうことが分かるわけです。それを見本にして、次から次へといいものを造っていけると思いますので、ぜひ早く、すべてを待ってじゃなくて、ぜひ早く手掛けいただきたい。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

避難路の整備につきましては、もう議員おっしゃるとおりだと思います。地元の住民の皆さんとですね相談をして、その地域に一番マッチしたものを選んで対応してまいりたいということはですね、同じ考え方でございます。

それで、できるだけ早せよということも、それも考えは一緒ですけれども、やはり今ありましたように、数によっては数億円、数十億円というお金になりますので、そのあたりはですね、どうしても財政状況とも勘案しなくてはなりません。

今の段階で考てるのはそのくらいですが、多分、今後ですね国の動きとして、補助率の高いものが出てくるんじゃないかなという思いはしてます。そういうところをですね確実にとらえて、可能なものならそれを導

入してですね対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ避難路、避難道についてはですね、これから十分に検討されて、より良きものを造っていただくようにお願いします。

続きまして3番、備蓄施設について設置の考えはあるのか。その規模や内容、管理方法について今後の対策をどう考えるかお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、3番目の備蓄施設関係のご質問にお答えしてまいりたいというふうに思っております。

まず、皆さん方にも確認をお願いしたいわけですが、大災害が発生してですね、備蓄の基本的考え方ですが。これはですね、まず起きた初日、1日目ですね。1日目は、町の備蓄で対応するということを基本に置いております。それから、2日目から3日目。これについてはですね、地域に流通している備蓄で対応する。これは今朝ほどの質問にもありましたけれども、地域の店とも協定を結んでおりまして、その部分を配出していただいて対応するという部分でございます。それから4日目以降はですね、基本的に町外の方からの支援物資が届きだすということを想定をして対応しております。これにつきましては県の方との調整も、県下的にですねこういうことをイメージして取り組んでおります。

それから、また一人当たりの備蓄量、必要量ですけれども。飲料水と致しまして3日分、9リットルでございます。食料については、基本的に3日分ということになります。

それから、施設整備と兼ね合いのご質問ですけれども。基本的にはですね、備蓄を優先として整備したいということで、現在のところはですね町内の5カ所の所に備蓄倉庫も2カ所は構えておりますが、あとは保育所とか小学校等にですね整備をして、5カ所で今、備蓄を進めております。

備蓄の規模ですけれども。県の想定で黒潮町にどのくらいな被害が出るかということで、まあ想定の話になるわけですが。今、想定されておるところではですね、想定されてる避難者数を勘案してですね備蓄を進めておりまして、主な品目と致しましては、飲料水が1万2,717リットル、小さな数字になりますけれども、食料として1万5,260食、毛布4,634枚、それから生理用品として1,159セット等となっております。ほかにも、小さいといいますか、それぞれの物資の目標があるんですけども、主なものがこのようなものでございます。

それから、備蓄につきましては、平成18年、合併したところからですね備蓄を進めておりまして、22年度で整備をしてですね、飲料水や食料は50パーセントを超えておったんですけども、先の東日本大震災がありまして、どうしても物資を気仙沼に運ぼうということになりました、今は50パーセントを切っておる状態でございます。

まあ使用期限の課題もありますけれども、万が一に備えてですね、この備蓄は進めたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番 (山崎正男君)

備蓄は防災計画の中にもありますて、私が読んで、あれ、どこにあるのかなという懸念を抱いたわけですけれど、5カ所あって、現実には2カ所ということですね、5カ所ですね。

それで、その備蓄の内容も今お伺いしましたけれど、この備蓄費の毎年の予算なんかは計上しておるわけですか。

それと、この備蓄の問題は、住民が今まあ避難道や避難場所とかいうことでまず頭にありますけれど、備蓄の問題も併せてですね心配しておるわけです。で、この規模を、例えば何百人規模にするか、何千人規模にするか。それから日々、先ほど言わされたように、災害が起つてすぐ3日間ぐらいの備蓄だ、ということにするのか。大なり小なりを構えないかんと思いますけれど、ここらあたりもぜひですね防災計画の中で、もう少し明快に区分けして出された方がいいのではないかと、私は思っております。

で、これも確かに黒潮町全体の備蓄というふうなことを考えるのか、各集落の何日か分の、3週間なら3週間、1週間なら1週間分の備蓄をするんだという考え方いくのかどうかによって随分違ってきますし、財政規模も変わってきます。

そこらあたりの見通しはあるのでしょうか。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長 (松田博和君)

備蓄につきましては、総額は今申したとおりです。

場所につきましてもですね5カ所にありますて、そのうち2カ所が、小さいものですけれども備蓄倉庫を構えた備蓄ということでご理解願いたいと思います。

それから、備蓄の費用ですけれども。年間に大体300万から350万ぐらいを組んでですね、順次進めております。

小さな数値になりますが、22年末で気仙沼の方に送ったものを差し引いてですね、飲料水で41パーセント、食糧は1万5,260食のうちで44パーセントというような数字になっております。

それから、備蓄の規模の決定ですけれども。これにつきましてはですね、先ほどちらっとは触れましたけれども、現在の想定に基づいて県の方がですね町の被災想定をしております。要するに、死者とか避難者数を想定しております。その想定に基づいて、現在のとこ対応しております。従いまして、だんだんご質問がありますように想定規模が変わってまいりますと、これもやはり津波の高さですね。津波の想定が変わってきますと、この被災想定もやはり変わってまいりますので、多分そこは見直しが今後掛かるというふうな思いはします。

以上です。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8番 (山崎正男君)

まあ、町民の心配がないように早めに、備蓄はこういう状況でございますということをぜひ広報の中にもですねうたって、町民に知らせるようにお願い致します。

続きまして、被害が想定されるわけですけれど、被害に遭ったときに、そのときの被災者に対する補償問題、こういうものが考えていく必要があると思っております。これは既に、東日本の方でも被災者に対していろん

な施策が講じられておりますが、黒潮町におきましては、防災計画の中では一人 100 万とかいう程度の金額が出されちょう部分があります。このことは人や人家とかだけじゃなくて、農業用施設、それから漁業用施設、船。こういうものにまで、今の段階で補償の最大公約数じゃいうものないですけれど、まあ、なにがしの金額をうたって、もし被災に遭った場合には再建築のひとつとして、この金額が出ますよというようなものもうたつていったら、ひとつの住民の安心感につながるのではないかと思います。

これはまあ、防災計画の中で細かに考えていく必要があるわけですけれど、ぜひですね、このソフトの面といいますか、被災に遭ったときに心配の掛からないことを今から考えるというふうなこともぜひ考慮していただきたいと思っておりますが、執行部のお考えをお伺いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは次の質問ですね、被害の場合に補償関係についてご説明したいと思います。

基本的には、ご存じだと思いますが、災害救助法がまず第一です。それに基づいてですね、2 つ目として被災者生活再建支援法という法律がございます。3 つ目にですね、ここが一番ポイントになると思いますが、災害弔慰金の支給等に関する法律。これは、法律ですので国。この今申したのは、3 つとも法律ですが。町の方にもですね、この災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、黒潮町災害弔慰金等の支給に関する条例というのがございます。これが基本になって対応するということになろうかと思います。

この条例はですね、大きな災害により死亡したり障害を受けたりした場合にですね、弔慰金や見舞金、あるいは災害から立ち直るための貸付金、援護資金なんかがですね規定されております。

それから、被災者生活再建支援法ですけれども。これにつきましては、被災してですね、経済的理由により自立再建することが困難なものに対して、県の事業になりますけれども、都道府県が拠出した基金を活用して生活の開始を支援するという部分がございます。これはですね、今、東日本大震災で、新聞報道で読まれた方もおるかと思いますが、300 万とかいうことがあってですね、その限度を上げるとか上げないとかいうようなことも報道されたことがあります、基本的には 300 万ということになっておるようですけれども。これも、今の法令の中に規定をされております。

それから、災害救助法が次にあるわけですが。災害対策にはですね、本当に幅広いものがございます。避難所の運営、応急仮設住宅の、今、仮設住宅がうんとテレビで報道されておりますけれども、その設置、被災者の救出、食料品、被服等の給与等々ですね、いろいろあります。これは、基本的には災害救助法に基づいて、これは県が主になって対応する部分ですけれども、基本的には大規模災害になりますと、町もそこは対応しなくてはならないというふうなことで、法令には規定されております。

そのほかにもですね、いろんな融資や税の減免なんかもありまして、今回も税条例の改正というようなこともありました。そういうことでですね、ありますので。その制度そのものにつきまして、内容的に細かい部分につきましてはですね、また必要でしたら資料の方も回していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ありがとうございます。

まあとにかく、いろんなことをトータル的に防災というものを考えた場合には、町ができるることは町でやつ

ていこう。国や県、そのことを待たずに、町でできることは町でやっていこうという心構えで、できれば対応していただきたいと思います。今言う防災計画、防災対策にはぜひ心配りをいただきまして、詳細につきましてもご検討いただきますようにお願いします。

続きまして、2番、地域の活性化についてお聞きします。

地域の活性化は各集落が、各住民が今まで何十年も培ってきた力を継続することができることが活性化のひとつと考えますが、町の考える地域の活性化策は何か。このようなことをお伺いします。

まず1番に、地域を元氣にするために地域活性化交付金の増額はできないかという質問ですが。

私は、この質問の考え方の1つに、やはり地域住民、我々一人一人はなかなか一人で生活はできていません。それぞれの集落の中で、それぞれの地域の中で、先輩や先人に培われてきて我々は育ってきておりまし、周りの、周囲の皆さん、この人たちの、同じことでございますが情けとか情とか、そういうものを踏み台にして生きているわけです。だから、そういう観点から言って歴史を継続していく、親から子、孫、こういう力、伝統に培われてきた力を継続していくことが大事であると考えております。ですから、ぜひこの現状のですね、生きている方たち。もちろん、将来に向かって生きていく子どもたち、これらも踏まえて地域を活性化していくかなければならないと思っております。

それから、地域の活性化のひとつの考え方ですが。大体、地域の活性化とは何かということを考えてみますに、ある文献ですね、まず地域の活性化の考え方ですが、3点ございまして。地域社会の維持、発展を目指していること、これが1点。それから2点目が、地域における人々の暮らしを基礎に置いて活性化を考える。これが2点。それから3点目が、地域に即した資源を活用して活性化を図る。こういうことがうたわれております。確かに大事な観点だらうと私は思いますので、今後の地域の活性化についてはですね、このことも踏まえて執行部の方々に知恵を絞っていただき、考えていただきたいと思っております。

第1点目について答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは山崎議員の、地域を元氣にするために地域活性化交付金の増額はできないか、とのご質問にお答え致します。

この地域活性化交付金制度は、平成18年度に黒潮町として合併後制度化されたもので、3年後の平成21年度には再度改正を行い、現状の要綱となっております。また平成22年度には、激変緩和措置として採用した、口座振替件数による歳出単価を300円から、大方地域同様の100円に統一したこと、地域の高齢化が厳しく進む中、特に佐賀地域の各部落にとっては非常に厳しい状況となり、交付金の減少により、毎年、決算において繰越金が減少するなど赤字状態で、今まで行っていた部落の活動、イベント等も縮小したり、廃止する必要が起つてきたとの区長さんの声を聞きます。

このことを踏まえ、平成22年3月議会で先輩が答弁したこともあります。地域の維持と行事等の部落運営には欠かすことのできない、重要な財源になっているとのことは重々認識しております。

町としましてもこのことを深刻に受け止めて、今まで以上に、納税による口座振替の推進、保健事業による健康率アップの取り組みや、また新たな方法で集落への維持、援助ができないか。地域の皆さまの声を聞く中で多方面から模索し、調整等を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

この問題は、今、ご答弁いただきました。

私も区長をしておりまして、佐賀の300円の台から100円に一気に落ちてきました。このことは、部落の維持の中で、今までやっていた事業、私、町分でございましたけれど、町分の場合やつたら8万なにがし、こういうものが減額になりました。これはですね、やっぱり今、私が最初に言うた考え方の中で、継続していく力を削っていくもんだというふうに考えておりますので、ぜひですね、今後ともこの面についてはご検討をしていただきたいと。

これは各集落、各地域がおんなじことだと思っております。地域を元氣にする、地域交流を図る。これは老人も、若者も、子どもたちも、その集落の財源の中で頑張っておるわけですので、ひとつよろしくお願ひします。

今の件でもう1回、すいません。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

先ほど答弁致しましたように、地域の声というのを重々私ども痛感しておりますので。

できることできないこと、いろいろとありますが、そのようなことを踏まえて、先ほど答弁したような形で考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

山崎さん、慌てないでください。

山崎さん。

（山崎議員から「議長。あ、まだ」との発言あり）

指名しますので、それから来てください。慌てなくともよろしいです。時間は止まっておりますので。よろしくお願ひします。

山崎君。

8番（山崎正男君）

失礼しました。

そういうことでですね、まあ、できることもできないこともということでございますが、できればできるように、ひとつよろしくお願ひします。

2番目です。地域の声を吸い上げるために、例えばですが、町がフリーダイヤルなんかを設置してですね、住民からの町政の発展のための意見や、集落からの連絡を受けやすくする考えはないかということでござります。

これは、出した私にも責任がありますけれど、なかなか考えようと難しいかなと思う反面もございます。ただ、今、町政にとっては、地域の要望、地域の悩み、これを吸い上げるために、老齢化した方や、それから経済力の弱い方、こういう方たちからもそれぞれ生活における悩み事、心配事、こういうものがございます。これらを無理や無駄の少ないように町がサービスで受けて、町政のために役に立てるというふうな方向性を持って考えていただきたいと思って質問しております。

今、告示端末ということで、これも挙がっておりますけれど、この問題も、これは一方的なものなのか、告示端末がよく分かっておりませんけれど、返答ができるものなのか。各住民から町に対して、告知端末によって返事ができるものなのか、ここらも加味して。

要は、目的は町民の意見を幅広く聞いて、いつでも対応しようという心構えであってほしいという気持ちで質問しておりますのでよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは山崎議員の2番目、地域の声を吸い上げるために町がフリーダイヤルの設置を、についてのご質問にお答え致します。

このことについては、大西町長の就任で新体制ができました。できまして、町長自らが地域とのコミュニケーションの重要性を痛感し、町長自らが地域へ足を運び、地域の声を聞いた政治をということで、町内61集落を課長が3班に分かれ、町長、副町長、教育長で編成して行政報告をし、部落要望等を受けながら、平成22年7月29日の鈴地区を皮切りに懇談会に回らしていただき、今回というか、今日現在で40集落を回ることができました。

懇談会の中身としては、保健、医療、福祉から始まり、建設事業等のあらゆる分野までの意見交換がなされます。そういった中で、その場で回答できることできないこと等ありますが、できることについては役場に持ち帰り、後日での対応や、今後の町行政に反映させていきたいと考えております。そういった観点から、地域へ足を運び、地域の声を、地域でひざを交えてとの意見交換が、相手の目を見て、顔を見て会話できることが、地域から信頼され、地域の声を吸い上げていけるものと考えております。

現在、計画している黒潮町福祉計画についても、高齢者地域を重点に地域に入り、地域におけるさまざまな不安、生活課題等を聞き取り調査し、地域の声を吸い上げた黒潮町地域福祉計画を策定したいと考えております。

また、情報通信基盤整備事業についても、光ネットワークサービスセンターが開設されフリーダイヤルになっていますので、故障などのお問い合わせは当センターをご利用していただきたいと、PRになるがですが、思っております。

最後に、その今の告知端末機の件につきましては、町からの告知という、情報等いろいろ伝えることですので、やりとりにはなりませんが、一方通行という形で町からのお知らせということです。よろしくお願ひします。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

そのフリーダイヤルはですね、私が調べたところでは、今、東日本大震災、こういうようなケースのときですね、電話代もない、電話も使えれん、というか電話代もない被災者からの問い合わせとかいうものを期限を切って、2カ月なら2カ月、3カ月なら3カ月ということで国の総務省あたりがフリーダイヤルを構えて、地域の声を聞くというようなことがあるようです。

そのほか、このフリーダイヤルについては欠点もあると思います。町が当然、財源として持ち出しが出るわけですので。

もう1点は、自分が質問して、こんなことを言っては駄目ですけれど、苦情、脅し。こういうような状況が出かねないという問題も出てくると思いますが、そこらあたりをもう少しですね、そのフリーダイヤルの業者と問い合わせ、検討をしていただきですね、利用できるものなら、町が少々のサービスで済むのなら、地域の

声を聞こうと、ただで聞けますよというようなことを検討していただければと思っております。

もう一度お願ひします。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

フリーダイヤルの件については、今、山崎議員が言られたような形で、若干心配もされることがあろうかと思います。まあ時と場合によって、災害時らが起きた場合には、今、議員さんがおっしゃられたように2カ月とかいう形で、NTTのそういう箱のものが来て急きょ対応するような、緊急用の対応という形になっておると思いますが。今のところ、こういう形で地域へ入って、地域の声を聞いて回っていこうという形で来ておりますので、今後の課題として、フリーダイヤルして、こういう形でうまく使えるなというような状況が出てくれば、またそういう面を含めて検討していきたいと思ってはおりますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

続きまして3番の問題ですが、漁業、農業の安心策についてということで質問致します。

最近の漁業、農業に対する施策を伺いたいと思います。特に昨今、再び油の高騰が目の前にあります。この金額については当たり前な金額になってきておりますが、農業、漁業を取り巻く環境はますます厳しくなっていると思います。このことに対して町はどのように考えていくか、お伺いしたいと思います。

まずですね、1番目には油代の援助策。これは去年、22年の5月末までですか、緊急何とか施策というのがありまして、各農業者、漁業者に対して町が支援をしていく。それも、県の補助金とか絡めてやられたと思うのですが、今回はそういう国、県の状況はどうなのでしょうか。その国、県の補助がなくてはやれないのか。自前で何らかの事業を国、県から引っ張ってきて考える手だてはないのか。そこらも併せてですね、この農業者、漁業者、今、漁業で沖に出ても、燃料代1万、2万掛かる。まずそのことが頭に付いて、沖へ出るのか出ないのか悩む方も大勢いらっしゃいます。

このことは、せんだって補助があるうちには考えるけど、補助がなかつたら考えられないというのは、執行部側の財源対策から見ればそうでしょうけれども、本当に地域のための生活の困難策、これを打ち破る策としては考えていく必要があるのではないか、そのように思いますが。

町のご意見をお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

それではですね、山崎議員の漁業、農業の安心策についての燃油の対策ですけれども。

それまでにですね、施策を伺いたいということありますので、農業での施策ですけれども。自分が考えておるがはですね、今、一番問題なのは後継者対策であろうというふうに考えてですね、いろんな後継者対策にかんするですね新規就農者対策とかですね、いろんな分野で支援しているつもりです。

それからですね、油代の緊急援助対策についてですけれども。これについてはですね、先の平成20年度、21年度においてですね、町単独でですね緊急支援事業ですね、農業と漁業の分野でですね支援を行っていまして、最近になって、議員おっしゃるようにですね、非常に油の値段が上がってきたということですけれども。そういうことがですね生産者の所得に大きく影響を及ぼしている現状ですけれども、農水産物、まあ価格低迷

を併せてですね、生産者にとってはですね非常に厳しいという状況であります。

現在ですね、A重油の価格につきましてはですね、JA、JFの供給単価でですね、平成23年6月1日現在でですね、リッター当たり92円となっておりまして、平成20年のこの緊急対策で対応したときの、リーマン・ショク等の影響時の3月ごろの水準単価でですね、ピークの8月時分が一番高かったわけすけれども、その時分にですねリッター当たり134円というような形でですね、値段いうか価格水準がありました。

生産者からはですね、議員言われるように、油のために働いているというような声も聞きますし、まあ農業、漁業についてもですね、大変厳しい状況であるとは認識はしております。

ただですね、実施につきましては先ほども申しましたように、前回の部分ではですね、基金のあれも21年度について利用した面もありますけれども、町単独となりますので、そこらへん財源的なこともありますので、もう少しですね動向を注視しながらですね、関係各課において対応を協議したいと。まあその場合ですね、またJAとかJFとか、そういう部分と一緒になってですねいろいろ対策本部的なもんを持ってですね、検討しながら対応したいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

私の不勉強な点がございまして、リッター当たり92円が、以前は135円というような高い数値であったと。今は、まあ素人ながらに考えたらガソリン代が高騰しておりますので、船外機等でしたらガソリンで行く場合が多いわけですけれど、ガソリン代を換算して私が考えておりましたので、勉強不足でしたので、この点については謝っておきます。

ただ、町は今後、この重油がですね、また、そのA重油なりが過去の金額になったらまたやるかというようなこともありますけれど、ぜひですね総体的に考えて、第一次産業、農業、漁業。この方たちが今、景気が悪いという中で、もうちょっと元気にできるという、そういう施策をですね、県とも協議しながらいろんな事業を探して頑張っていただきたいと思います。

まあ、頑張るかどうかひとつ。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

過去の金額になったらやるかという部分ですけれども。これについてはですね財政も含め、関係担当課とも十分協議してですね、まあいろんな面で検討していきたいというふうに思います。

それから、この燃油対策もすけれども、施設園芸等についてはですね、省エネ対策という部門ではですね、いろいろハウス整備事業とかレンタルハウス事業とかいう部門でもですね支援しておりますので、そういう面からいろんな面ですね、今後、県とも協議しながらですねやっていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ぜひ、これからも町民のためを思って頑張ってください。

続きまして2番目ですが、漁業環境の整備のひとつとして、漁業者が雨天でも安心して作業をし漁具を保管できるような、そういうような施設整備ができないかということでございます。

漁業者はですね、確かに土地も少ない。土地も少ないけれど、まして雨天のときには、皆さんおうちの方へ帰られたりしておるわけすけれど、船で疲れて帰ってきて、すぐそこに一時保管できるような施設。それから、家から自転車でものを運んだり、手で運んだり、そういうような状況がございます。そしてエビや、その網で取る、それから鈴の大敷のような大敷でやる作業の際にですね、そういう雨天の作業がなかなかできない。そういう地域を回ってみたときに、雨の日は誰もそこに近づけないというような状況でございますので、ぜひですね、この雨天の保管場所とか、雨天に少々の作業ができる、そういうようなものを検討していただきたいと思っております。

この件はですね、以前、地域の先人の方がですね、地域改善対策事業なんかでは漁具の保管倉庫が設置されております。これは確かに、時代とか社会の流れもありますけれど、それからそういう気運のときでもございましたし、財源もございました。今、確かに町の厳しい財源の中でございますが、この漁民のためのそういう施設、私は必要であると思っておりますので、ぜひご検討していただきたいと思っております。

まず1問目、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

説明させていただきます。

施設整備でございますが、現在、佐賀の統括支所としては、現在21年度からのカツオ活餌の供給体制の強化と、大型船19トンの水揚げの誘致による水揚げの増、それから、カツオの拠点市場としての機能強化、カツオの外商、販売促進事業等、ハード、ソフトの面で現在事業を実施しております。

整備に当たっては、有利な補助事業で漁協が負担金の少ないことが条件となりますので、漁協と関係者が十分調整していただいて、優先順位を付けて実施していく必要があろうと思っております。

佐賀の方でも昔、地域改善事業でかなり横浜地区の方では漁具倉庫が港の内港、外港の方にできておりますが、佐賀の方にはそういうものはありません。そういうことは重々、私の方も認識しております。

それから鈴の方の定置網についても、小鈴の方に漁具の保管庫が1つあるぐらいで、雨天対策としてその中で日常作業するような状態ではありませんので、現場として鈴、佐賀の状況は認識しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

できるだけご努力をいただいてですね、漁民の皆さんが出漁できる、帰ってくれる、こういうような方策をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは3点目ですが、農協、漁協からですね、このような農業者、漁業者に対する問題点、要望とか、そういうようなものが挙がっておりますでしょうか。

現状とか課題と、その対応なんかについて、やっていればお答えをいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

今の質問のですね農業分野について、私の方からですねお答えさせていただきます。

まず、現状と課題ですけれども、まあ、その対応ということもありますけれども。現状の課題、これはですね何点かありますけれども、まず先ほども申しましたように後継者問題。あるいはですね、南部地区の国営による花卉（かき）団地の水対策問題、そういうがが主な課題となっております。

これについてはですね、県の幹部との話し合いの場でも出ささせてもらうでですね、まあこういうことで悩んでいるというような話もしておりますし。今度また連絡協議会いうて、農協と県と町がですね一緒にあって話し合うがの協議会がありますけれども、その場でも、この問題についてですね話をするようにしております。

それからほかにですね、農協側からですねいろいろな要望等が出ているかという面ですけれども。各補助事業の導入問題等が3点ぐらい出てきておりますけれども、その中ではですね、やっぱ事業実施主体となる農協とですね関係者が十分調整した中で出してもらわんと、やっぱ受益者負担も伴いますし、町としてはですね、国なり県なりの補助事業も受けた中での取り組みになりますので、その場合にはですね事業計画書等も必要になりますので、十分詰めた中で挙げてきてもらってですね、また、挙がってきた分について十分、町も一緒にになって精査しながらですね、挙げていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

山崎議員の要望と現状いうことですが。

現状の課題とその対応ですが、これについては町長の方から、関係団体との連携強化を図るようにとの指示がありまして、定期的な協議会の場を設け、現状を把握するため、第1回として5月27日、入野の支所で、高知県漁協の佐賀統括支所の各支所長、高知県土佐清水漁業指導所の方々に集まつていただき、関係の協議会を開いたところです。その中で、港の整備、事務所の老朽化による整備、荷さばき所の屋根の整備、冷海水機の老朽化と塩害等による整備、それからモジャコによる構内の底質改良、水質改良らの要望がありました。また、意見として、漁業者の高齢化、燃油の高騰、当てにならない漁には出ないし、様子見もなくなってきたおるとの意見も出されました。

それからもう1つとして、地震対策として港の中の各種の施設の安全性が議論となりました。その1つとしてはオイルタンクですね。石油タンクなんかの安全性が議論となっております。

また6月14日、これはおとといですが、県、町、漁業者で防災マニュアル作成のための避難訓練を行うことが話されました。これについては14日の日に、漁業者、町、県の人が60名ぐらいが参加して、マニュアル作成の避難訓練を行いました。

これが、漁協で意見を伺った内容です。

次に、その対応ですが。これについては、先ほどマル2の前段で3つの取り組みを言いましたが、カツオの活餌の供給体制の強化と、大型船19トンの水揚げの誘致による水揚げの増。それから、拠点市場としての佐賀の港の機能強化ということを述べましたが、これらの実施が漁協の売り上げにつながって、漁協の経営安定にもつながります。そして、佐賀地域の経済活性化につながると考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

いろいろと農協、漁協で話し合いがされて、前向きにいろんな問題点も出してやられてるということは、素晴らしいことだと思います。ぜひですね、それらも、町もですね耳を傾けて、実現に近づけるようにお願い致します。

1点だけ。先般、その鈴の地区を視察したときにですね、ちょうど水揚げのときでございましたけれど、その水温の問題で、鈴でしか、今、この水を冷やす機械がないということがありまして、トラックをもう1台欲しいというような意見がございました。こういう問題は、その漁協対執行部、町の方で話し合いがされているのでしょうか。

どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

それについては、漁協からもう何年も前、2、3年前ですかね、そのころから大敷で取れた定置の魚を佐賀の市場に運ぶということで、その2トンのトラックが塩害等で、老朽、その他で買い替えをしてほしいということは挙がってきております。

それについては県の方にも、500万くらい掛かりますけど、要望としては既に挙げております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

地域の活性化はですね、これで終わります。また次、9月、12月、いろいろあればまた質問しますので、よろしくお願いします。

続きまして、4番、町の告訴問題について。

町が告訴し、相手が応訴といいますか反訴するという、このような事態はもう少し打開できないものか。現状を伺いたいと思います。

この件につきましては係争中のことでございますので、一般質問で聞くというのが少しどうかと思われますけれど、この問題は新聞紙上にも出まして、各地域で町民の方に意見を掛けられます。どうしたものかというようなことで問い合わせがございますので、このような心配についてあえて質問するものです。

本来、町が業者との間で落札にかかわり、業者が町に損害を与えたとか、町が業者に損害を与えられたとかという場合にですね、業者が町を告訴したり、町が反訴したりということになると思うが、本件につきましては、町と公人である議員の間で裁判ざたになっています。誠に住民にしましたら、大事な税金を使って公人同士がまるでけんかしているようにしか思われず、不可解に感じている方が多いです。町が勝っても町民が何を喜ぶのか、相手が勝っても町民が喜ぶのか。町民本位であるべき町の執行機関と、議決機関の議決の議員の裁判問題について、本来、真摯（しんし）に協議されるはずの組織の中でのこの状況はいかがなものかと腑（ふ）に落ちない点がありますので、あえて質問する次第です。

町長は町民の前に、事の次第やいきさつなど、告訴の理由や内容を明らかにできるのかどうか。また、どちらが勝っても、結果として町民にどのような利益をもたらすのか。それとも否か。町民不在の結果をもたらしかねないのではと心配をしています。双方が原点に立ち返り、町民が安心できる入札の仕方、そういうものを前向きに正していくことを望むならば、今からでも早くこの事態を開き、解決するための歩み寄りの方向に

できないものか。私は一議員として、町民の声も添えて伺うものです。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

山崎議員の4番目の質問にお答え致します。

大変、この件につきましては住民の皆さまにご心配をお掛けしておりますが、現在ですね、もう既に係争中となっておりますので、この件につきましてはですね答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思いますので、ご了承よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

えらい簡単な答弁でございますけれど、係争中ということですべてを断ち切る、その程度でいいのかどうか。

私は町民に対してですね、今、どんな状況にあると。係争中で、いつごろには終わるだろうと。せめてそのぐらいのことは言っていただきたかった。それから、どれぐらい期間のかかるか分からんものを、町の税金を使ってですね。果たして、町とこの議会議員の間で本来話し合いで済ませるものか、どうしてしないのか。多分、気持ちの中ではそれぞれが早く済ましたいねというふうに思っているのではないかと、私なりに考えておりますけれど。

ぜひですね、こんな不名誉なことをしないように、早く解決するようにお願いして、私の質問を終わります。

答えてください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

副町長が答弁申し上げましたように係争中で、詳細につきましては答弁できないところではございますが。

勝っても負けても、住民が利益を得るという、そういう観点ではございません。住民がこれから被る不利益を排除する、そういう意図でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、町長はそういう考え方ですので。まあ、町民の心配ということも配慮していただきながら事を進めていただきたいし、一度裁判に掛けたら後も何もない、もう裁判の中で決めるんじやというような姿勢のようでございますけれど。

できたら、町民のこの戸惑いの声も頭の隅に置いていただいて、滑らかな解決、こういうものを見いだしてもらいたいと思います。

残り23分、終わります。

議長（山本久夫君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14 時 20 分